

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE  
OF THE PRISON  
SOCIETY OF JAPAN.  
No. 8. August, 1907.  
VOL. XX.

明治廿一年五月創刊

每月一回二十日發行

八月二十日發行

明治四十年

# 監獄協會雜誌

第貳拾卷

第八號

監獄協會發行

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 (監獄協會雜誌第八號) (明治四十年七月二十日發行)

第二十卷第八號目次

○論説……………(一頁)

●監獄の訪問視察に就て……………香川又二郎

●監獄法草案成るを聞きて望む所あり……………濱華又二郎

●犯罪と宗敎……………藤木香骨

○寄書……………(九頁)

●むしほし草紙……………南柯子

●法規上負荷する職員の要點及之を完了するの工夫……………岩崎村春

●監獄の表門に就て……………山崎精一

●京城使……………川定

○統計……………(二〇頁)

●監獄統計調査法……………高橋二郎

●明治四十年六月末日現在全國囚人監獄別表……………

●明治四十年六月末日現在全國囚人罪名別表……………

○救護事業……………(五〇頁)

●被保護人の所持金……………原胤昭

●茨城縣保護會……………

○雜俎……………(五九頁)

●事件……………

○雜錄……………(六一頁)

●東京使……………無聊庵主人

●加藤專雜感……………

●山口監獄の火災……………

●警署囚徒の作業工錢……………

●衛生局長の通牒……………

○地方通信……………(七一頁)

●監所監獄便り……………天田大郎

●大分より……………吉野由雄

●山家より希望と雜感……………

第二十卷第七號目次

○論説……………(一頁)

●出獄人保護事業の奨励に就て……………野崎宏

●監獄協會の誤解を正す……………上田定次郎

●大分縣に於ける感化事業の施設方法に就て……………

○寄書……………(四頁)

●累犯者と保護(前承)字……………宇野霞山

●監獄の花弁園設置を望む……………藤内井照

○統計……………(二二頁)

●明治四十年五月末日現在全國囚人罪名別表……………

●明治四十年五月末日現在全國囚人監獄別表……………

○雜錄……………(二六頁)

●東京使……………香川又二郎

●白耳義監獄制度則(前承)……………耕道生

●囚人の懷舊談……………無聊庵主人

●長岡夫成年監の狀況一斑……………高井玉藏

●モツソウ工に就て……………原胤昭

●兒童の極樂園……………

●犯罪と刺文の關係……………

●幼子の孝行父親の改心……………(五二頁)

●岡山の教誨堂入佛式……………

●東京監獄の建築紀念祭……………

●金澤監獄の落成式に於ける大臣の告辭……………

●假出獄停止日數計算方に就て……………

○雜俎……………(六〇頁)

○地方通信……………(六三頁)

●叙任辭令……………(七四頁)

監獄協會雜誌第貳拾卷第八號

論説

○監獄の訪問視察に就て

香川又二郎

囚人の性情境遇を知悉することは監獄に於て個人的待遇を爲す上に必要なるのみならず出獄後職業を得せしめ獨立經營の途を謀る上に最も必要なりとす而して這個個人的性情境遇の經過關係を知ること  
は容易の業に非ず殊に千百に餘れる多數囚徒の性情境遇の關係を個別に詳悉せんことの困難なるに  
加ふるに老幼男女の差別を分解するの繁雜あり高尙なる人格に明快なる頭腦と事務的才幹とを兼ねる  
るも猶且及はざるものあり況んや人の能力に限りあるあり典獄教誨師其他の司獄官の刻苦勵精事に  
當るも新陳代謝限りなき多數囚徒を精察するを得ざるは明かなり假令獄中に於ては遺憾なきまでに精  
察したりとするも出獄後に應用するとは當事者の能力よりするも轉變常なき事情よりするも往々不可  
能に屬することあり而かも又監獄事業に當ると出獄人保護事業に當るとは其主幹者の異るあり爲めに  
他の嘗めたる經驗を自ら實踐するの困難なる場合少からず是に於て監獄遇囚の理術と出獄人保護事業と  
密接連繫すること一層必要なるを感せざるを得ず此點よりして出獄人保護事業を經營する人士の屢々  
監獄に囚徒を訪問視察することの極めて緊要にして苟もすべからざるを認むるものなり此の訪問視察  
は囚徒の性情境遇を知悉するの便あるのみならず監獄當局者の施爲する所を審かにし延て出獄後保護

事業上爲すへき徑行を謬らざる準備を爲すの便ありて監獄當局者と一致融合することを得へく殊に屢訪問することに依りて保護者の公平無私なる赤心は囚徒に認識せられ彼等の通有性とも云ふへき猜疑心を自ら除去するに至るへし管に出獄人保護の地位に立つ人士のみならず官職上の關係なき眼識ある人々の隨時監獄を訪問視察し囚徒の同情者となりて誘導扶掖するの有益なるを信せんとなす此種有志の訪問視察にして其方法宜きを得ば動もすれば官權の下に働ける司獄官の意中を猜疑するが如き邪念を生せしめざるを得へく訪問者は官吏の陥り易き繩墨的見解を脱却して方圓縱横時の事情と境遇に應じ、動するを得へく下級司獄官吏は其感化を仰くことを得へく且監獄の専任教誨師の補助となりて其足らざるを補ふことを得へし千七百八十七年の創設に係る費府監獄協會は定期監獄訪問委員を組織し個人的訪問を爲し囚徒に忠告を與へ訓戒を加へ出來得へき丈けの方法を盡して扶掖獎勵すること其數一箇月平均三百五十人以上に上り過去一百年間に於て其州内に起りし罪囚の半數以上は該訪問者の助力を仰ぎたりと云ふ又バルチモアに於ては諸派の宣教師の訪問に依り著大なる効果を奏しインデヤナアイワフに於てはフレンド派に屬する「ヒックサイト」教會の人々の訪問に依り良成蹟を収めたり佛國過去の歴史に徴するも「ブラザース」派の信徒は成年囚の爲めに教誨師となり幼年囚の爲めに教育家として大なる効果と名望を得たり印度に於ても各監獄近傍の地より十數人の醫師郡長等の地位名望ある者を官選し名譽職と爲し訪問率を教訓若くは感化の目的を以て視察する方法の行はるゝあり其他英國に於ても濠洲殖民地に於ても訪問視察の現に行はるゝ若くは行はれたる形跡あるを認むるを得へし其間種々の事情に妨げられて衰退し復機會を得て隆興したる等斷續ありと雖も有志者訪問の有効なるは何人も認識する所たりしなり斯る方法を吾國に實行せんことの利ありや害ありや道德的感化の効果は風俗習慣の異なる吾國に於ても其光明を發揮すること彼此異なるなるへし唯大に注意を要するは訪問者の撰擇に在り訪問者の撰擇は歐米のそれと等しくすへきか否やは別問題とし訪問者に通有の資

格はトラックの曰へる如く組織的方法と常識とを以て鑒識するの人たるを要す宗派の異同に關せず又必ずしも宗教専門の人たるを要せず感化の任に堪ゆへしと信する者を撰ふへし而して何人たるを問はず訪問は激發的の感情より漠然訪問を爲すが如きは効果薄く必ず一定の目的を有せざるへからず一定の目的を有し眞實熱心を以てする訪問は囚徒の精神と品行を改良する上に多大の効力あるや勿論監獄最終の目的は央之に依つて成就すべしと信す

監獄の門戸は堅く閉鎖せられ容易に窺ふを得ざるは現時の状態なり之れ刑の執行場として規律確保の場所として己むを得ざるに由るへしと雖も一利一害を伴ひ爲めに外界より刺撃を受くるの機會に乏しく舊きを棄て、新きに移るに遲疑することあるを免れざるなり然れども漫に門戸を開放するは監獄事情を誤解せしむるの弊を生ずるを以て其取捨何如は大に考覈せざるへからざるは勿論なりと雖も出獄人救護の地位に在る人々其他常識に富める宗教家名望家等をして監獄と接近せしむるは毫も障礙なく反つて實益あるを以て宜しく門戸を開放し適當なる獎勵と尊敬とを以て歡迎するの至當なるを斷言するものなり而して訪問者と監獄當局者とは同一の態度を以て融和し眞意を以て提挈し終始一致する覺悟なくんばあるへからず奈何に好妙なる方法手段も一致なき所に就るものにあらず方法手段は拙劣なりと雖も一致あるときは志す所に近くを得へし若し相互意思の扞格することあれば速に脱離するを勝れりとなす假令相互の間には一致融合ありとするも訪問者の言行にして囚徒の行動を偵察し犯行を摘發し訊糾するものなりとの邪推の念慮を抱かしむることあるに於ては囚人は決して胸襟を披かず囚徒にして胸裡鬱物の總ての煩悶憂愁を吐露せしむるを得ずんば一も豫期する所のものを逐げ能はざればなり監獄當局者茲に省み適當なる訪問者を得以て監獄教誨師の忙殺せらるゝ教化の事業を扶け監獄の目的たる囚徒改善の一助と爲さんことを望むものなり

監獄法草案成るを聞きて望む所あり

浪華隱士

頃者新聞紙は傳へて曰はく我當局は刑法改正に伴ふて現行監獄則改正の必要を認め既に法律調査委員に於て之れが草案を脱稿し法律案として來る帝國議會に提出せらるゝ筈なりと蓋し刑法改正に伴隨する結果として監獄則の改正を要するは誰人も首肯する所なり余輩は此報導の事實なるを信す果して叙上の報導にして誤りなしとせば余輩は茲に建議したき一事あり即ち監獄則脱稿の上は豫め之れを實務家に公示して廣く其攻究討尋に附せられんこと是非なり言ふまでもなく監獄法は原則法にあらずして手續法なり理論法にあらずして實際法なり則ち行刑總般の手續に關する大體を規定せらるゝ法律なり其規定の實際と密接することの深きだけ其れだけ行刑實務家の意見を徵するの立法上に資する所多かるべき道理なり曾ては刑法改正案を各裁判所并に檢事局に下附して諮詢せられし事例あり余輩の見て以て立法上の好例とする所なり此際斯る例を襲踏して之れを實務家に公示し其意見を徵せられんことを望む

聞く監獄法の起草に従事せらるゝ委員には監獄學者として有名なる某博士ありと博士は嘗に其學識の富贍なるのみにあらず行刑の實際にも通曉せらるゝ人なり博士にして執筆の勞を執らるゝに於ては監獄法規として完璧を得へきは余輩の信する所なりと雖も智者にも千慮の一失ありと且三人寄れば文珠の智恵ありと謂へる俗諺あり廣く衆論に尋ねれば亦別に大に利するもの大からん是れ余輩が敢て此議を提出せし所以なりとす

讀て余輩は更に實務家諸氏に希望なき能はず我當局に於て監獄法改正の議ありとせば其草案の豫め下附諮詢せらるゝと否とに拘はらず平素實際の經驗に基き此際意見の在る所を披握して當局の參考に資すること最も必要にして且有益なること信す曩に刑法改正案の議會に提出せらるゝや諸氏は熱心に其希望を表白して爲に監獄協會雜誌臨時號を賑はされたることありさ之れが反響の有無又は其意見の當否は別問題として其仕ふる所に忠實熱誠なるの精神は充分之れを發揮して餘ありと謂ふべし惜哉當時改正案は既に貴族院を通過して衆議院に回附せられたるの後にあり人をして十菊六莖の憾あらしめたるにあらずや當時余輩は尙かに謂らく當局の參考に資せんごならば議案の未だ議會に提出せられざるの以前にあるべし其一たび議案として議會に提出せらるる上は時機既に逸せしなり況んや貴族院は既に通過せるの上に於てをや又況んや衆議院は委員の調査既に終了せんとせる際にあるに於てをやや然れども既往は咎むべからず遂事は亦趁ふべからず惟將來に於て戒しむべきにあり將來に於て戒しむべきにあり

茲に監獄法草案成るを聞き聊か卑懷を陳べて讀者の一考を請ふ

犯罪と宗教

土浦分監 藤木香骨

我が監獄に職を奉じてから殆んど二年であるか、其間日々入監者の内に、同村内或は同町内より、時々入監するものある様であるところから、不圖我が出生地のことに氣がついたのである、我が出生地は橋村といふ戸數約二千戸位の村落であるが、我が幼少の時より殆んど二十年來の間、村内より犯罪者を出し、事は一人も其覺がない様である、尤も森林盜伐の嫌疑によつて十四五人の一團の被告人を出した事があつたけれども、之れも程なく無罪となつて歸つたから、先づ犯罪によつて入監せしものは全くないといふ様なものである、如何なる理由あれば斯くのごとき一大不都合の現象を見る事

あろふかと、自分は一種奇異の感に打たれるのである、甲の村内よりは一ケ年に幾人といふ犯罪者を出し、乙の村内よりは而かも二十年といふ長歲月に渡つて、殆んど一人の犯罪を出ださぬといふについては、何か其處に一大理由が存在して居るに相違ない、犯罪を未發に防ぐといふことは古今の最大要件たる以上は、此兩者の現象を研究するは誠に趣味あることでもあり、又大いに緊要の事柄であらふと思ふ、今茨城縣新治郡内から、當分監のみに本年の一月から、この六月まで六ヶ月間にわたいて、同町或は同村内より幾名の入監者がありしかと思つて、ザット調査して見たら、一番多く入監せし町或は村は四名、夫れから三名二名といふ様である、稻敷郡の方では六七名もあつた様に思はれた、今假りに今後六ヶ月間に四名の入監者があるとして見れば、一ケ年には八名である、年々八名づゝの入監者があると假定して見ると、二十年には實に百六十名である、夫れに我が橋村にわたいては、二十年に殆んど〇である、1600は矢張り〇である、然らば甲乙兩者は遂に比較が出来ないことになる、斯くのこゝろ大奇異の現象を呈すについては、種々の理由が存在して居るに相違あるまいが、自分はどふ考へて見ても、宗教上より觀察し研究せざれば、遂に其理由を發見する事が出来ない、依て今此甲乙兩者間にわたける奇異の現象を、宗教上より研究して見たいとたもふ、

我が佐賀縣は、宗教特に佛教が先づ繁昌の方であつて、橋村のこゝろは佛教中特に眞宗繁昌の土地である、老若男女それ〴〵眞宗教會とか、御講とか、御寄合とか、最勝講とか、青年會とか、少年會とか、婦人會とか、男は男、女は女、その中老人は老人、中老は中老、若者は若者、少年は少年に、毎月日を定めて、以上のこゝろ佛教の示談會といふものが組織されて居る、そこで眞宗の僧侶は布教に忙殺されて、殆んど目をまわすくらいである、その上我國風として、古來親兄弟の命日には、必らず檀那寺の住職を招待し、同時に十軒なり十五軒なりの近所の組合を招待して、一場の説教を依頼するといふことになつて居るので、更に一寸の餘暇もないといふ有様である、又同時に彼等一般もな

／＼多忙である、生活の方法も講せねばならぬ、示談會にも出ねばならぬ、各自の命日説教にも參詣せねばならぬといふ工合で、朝も早く起き、夜も遅く寝て生業に勉強し、示談會等に費す時間を埋め合せて行かねばならぬので、大變世話しひ模様である、こゝろで彼等は鋤鎌を肩に負ふて、日々田畑に耕耘するところの所謂土百姓で、目に一丁字をも知らざる位の殆んど無教育のものであるけれど、高尚にいへば、自己の罪惡觀、人世觀、宇宙觀とかいふ、多少教育ある人に却つて少ないところの觀念をもつて、一の信仰といふものを得、或は得んと務めつゝある、而し眞の信仰に達したものは甚で些少であるけれども、併しながら彼等一般の腦裏には、罪惡とか、人世とか、宇宙とかいふ觀念が、つねに往來して居ることは必らず慥かである、而して彼等は襤褸時代のころから、宗教的家庭に養育されて居るから、宗教的儀式は元より、佛陀にむかつては禮拜すべきものである、佛陀は我等を救済したまふ方であるといふことが、自然的に彼等の腦裏に薰染せられつゝ成長せしものである、彼等も人間である以上は、貪慾もある、瞋恚もある、愚痴もある、あらゆる煩惱を完備して居る、併しながら彼等が起すところの貪慾も、瞋恚も、愚痴も、或程度にわたいて止まり、犯罪を構成するがごとき、より以上の貪慾、瞋恚や、愚痴を起す事が出来ないものである、それは以上のごとき宗教的觀念が、彼等幼少の時代より、腦裏に薰染せられて居て、善惡因果の理法が了解せられて居るから、良心の責罰といふものが、自然に而も常に、彼等の欲望等を抑制しつゝあるからである、そこで

彼等一般の宗教的觀念は、各自の自治心と爲つて現はれ、各自の自治心は一村内の自治制と爲つて、相互の制裁といふものが行はれて居る様である、斯くのごとき有様であるから、我が村内より犯罪者を出ださぬのは尤であつて、全然宗教の力に起因することは間違のないことである、

然らば、茨城縣の方は如何であるかといへば、まづ無宗教の地といつても差支ない程であつて、平常寺院などへ參詣するなどいふことは殆んどない様な有様で、青壯の男女が、寺院の説教などに參詣

するといふことは絶無で參詣でもするといふのは仕事も何にも出来ない老人などが、時々參詣でもするといふ様なもので、青壯のものは元より、まづ一般に自己の罪惡とか、人世觀とかいふ思想は、丸で皆無のごとき有様で、只眼前の愛欲にのみ執着して、側ら其罪惡についてうの性質を研究するとか、又は愛欲の如何に恐るべきかを知るなどいふことはまづない様なものである、斯くのごとき有様であるから、中流以下の人に於ては、因果とか、未來とかいふ様なことをいつても、何のこともやらサツバリ分らぬといふ様な風である、それも其善や因果とか、未來とかいふ様なことについて、嘗て寺院の説教に、或は講話に聞いたことがないからであつて無理もないことである、以上のごとき有様であるから、良心の責罰力が弱く、従つて精神が薄弱であるから、各個人に自治心といふものが甚だしく欠乏して居る、それで一町一村内に自治制といふものが行はれて居ないと判断せねばならぬ、然らば同町或は同村内より、一ヶ年間に數名、或はヨリ以上の犯罪者を出すといふのも尤もなことである、以上は、甲乙兩村に於いて、事實の上においての犯罪と宗教との關係を、最も簡單に研究したのであるが、我が研究に間違ひないとすれば、然らば宗教の力といふものは、誠に偉大なるものである、要するにこの研究は、監獄の方面に直接の關係はない様であるけれども、犯罪を未發に防ぐといふことにおいて、大に研究すべき事件であると信じて、犯罪と宗教との關係を研究した次第である、



寄書

○むしほし草紙

南 柯 子

編輯の君より、近ごろとんと、寄書かない、休暇もきたから、少しよこしてよ、こせがまれば、風雅でもなし、しやれでもなし、しよう事なしの、むしほしの序に、廢物利用的のものを、時節柄の汗顔ながら、君の感覚のお笑草に、お目に入るゝこまに、いたしました。

實を申せば、小生としては、かくこまは耻をかくと自覺し、知る者は言はず、言ふ者は行はず、との警態を守らん考にて、寄稿せなつた次第でありました、そしてその自覺は、君の注告の矢玉は、たとひ彼と飛び來るも、降参せないのである、故を温めて新を知るの興味を以て、この草紙を見たまいてよ、

上位のもの、いましめ

黒田如水軒は、亂世に生れて、經世の才を抱いて、太閤さんの猜忌の雲にかくれて、浮世を水の如く、うち流した英雄だ、小生は喜んで、其の事績を讀み、其の人格を歌ふて居る、今その

警世的文字の一斑を紹介せん

誰とはしらず、今のよの若大名衆、心を宥し用心もせぬは、腰肩を打せ候物と云、小性一兩人計にて、其外の兒小性を始、家老までも、常々傍へ寄れば、目を付まわし、脇指の柄にも手を懸ぬ計に、ぬるかましさと不言迄の風情、何として、左様に召仕候者、恨みを含み候様に常に仕かけ候哉。未々の者百姓まで、長久にあれかしど、願ふ様に仕かけ度物也。當代の若き衆の行儀は、兵法修行仕、世を渡る者のなりに不違候へば、見候度毎にをかくしく笑止に存候。

御物小性坏と申者、一兩人計かはゆかり、傍輩の様に、父有時は子が客人の様に馳走を仕り、御機嫌を伺、見苦敷様に御寵愛仕、其外の者共は、何のわけもなくたそれたる計にて、少もなつかね様に、わざしにらみ付、行儀たてにて、不斷息のはつむ様にしがけ候に付、家を大切に思ひ入たる老共も、思ひよりたる異見をも、たのづから控へ、第一笑止成事也。餘り人次第に成、臣下に權をとらるゝもあしがるべし、君臣打碎、内談を以て宜

方に付候は、越度は有間敷候、しからば年寄共物を云能様に、常に仕かけ度事也、かわいがられたる者は、忝事骨髓にしみ候故、今の世に追腹と云事はやる也、一人二人追腹切候程忝かりても、家中押なべてなつかずば、大事は成間敷と、可有分別事也。

年若き上司の秘訣

當代の若大名衆に、笑止成疵有之、人に越分別も可有様に見へ、物每非義なき様に、憲法を被守候衆程、年寄を始諸役人、惣別被官者皆々言合せ主をたまし候、何様だまされまじきと思ひ、年寄の申付候事をも言破り、改直し、引替、仕度儘に申付、忽年寄共に恥をかゝせ候へば、遺恨千萬には思ふべけれ共、年寄を仕程の者、思も深く、義理可、知事なれば、心には腹を立ながら、表向には此被仰付は尤にてはなきか、年寄にても是迄は不思議候、逐日御分別厚く被爲成、自他共に満足不遇之由、傍輩共に語り、目出度ふりを仕り候を眞實に心得、主人は彌分別に自慢仕り、日々不義出來れり。下々言合たますと、わる心付た

諸事に横目を付、世話敷は申付度もなき事也。自然下々言合せ、だましてもたまされても、苦しかるまじく候、謀叛反逆の外は、傍輩共申合思合、互にすくひ合たるに、主人の徳も有之かと思覺候、出來年寄、出來出頭有之に付、君臣不和に成候例之家は、いか程も有之、假初の事にも、年寄と主人の間をかき候者は、邪欲深く、己が立身を心がけ邪臣無紛事なれば、一時も急ぎ退度事也、大小共に、家の敵と云ふは此者可成、古き事坏を知たる正直なる者を近付、常に聞れ候は、自然と合點も可參也、是誤り第一の大事、又は語り盡しがたき所也と被申けるとぞ。(以上如水軒)

下僚のこゝろえ

完全なる官吏は、自己の意思を捨てずんばあるべからず、服従の性を養はずんばあるべからず、彼れは、上官の命令を執行すべきのみ決してこれを是非研究するを要せず、彼は眞に他人の手に存する器械なりこれを循吏といふ。故に官吏養成の教育は、兒童をして自由行動の良習を失ひ、創見の

に、幾重にもかくし横目を付、土民の上までも、色々の事を聞出し、何の穿鑿、かの詮議杯、一日穩成事なし、扱又毎日毎夜、談合々々として、身近き者計呼集め、日を暮し夜を明し、私語かれ候に付、手遠き奉公人、殊に諸役人共は、少も誤りはなけれど、御横目衆何事をか、讒言仕たる、無心元思ひ不、斷氣遣仕候、勿論大事は密より成と、申置たる由候へば、物毎打さらし、餘り淺間敷成も事により可惡、とかく私語のしげきは、諸人の心不落付家の不治基也、秘密にて能事は、さいは無物也、斯有程、諸人親子兄弟にても心を置合候、他人の義は不及申、是も横目彼も横目と恐れ候、主近き者社、法度をも不背、科さへせずと丈夫に思ふべし、かけの奉公仕候者は、何事をか讒言せられつらん、大分の事ならば、可有御穿鑿の條、誤なき上は申開べきか、少の讒言ならば御心の内にて見限られ可申、遺恨の次第哉と、寢ても覺ても思ふべし。夫に付家中不治けふは暮たか、明日は何と可有哉と思はぬ者は有まじ、人々、身の爲を大事に思はぬ徒者は希成物なれば、

能力を滅せしめ、家庭の感化より生ずべき異種の氣風を掃盪し盡すに至るべきや、明なり。……學生としては、國家定むる所の主義教程を教へられ、官吏としては國家の訓令に服従す。幼より老に至るまで、終始一貫、些の變化あることなし。……循吏たるの性格は自動力の曠缺、受動的服従、意見思想の總一なり、即ち人の個人的美能を奪忘する底の事は、總て循吏の養成に資するものなり。……官吏養成に適する教育制度は、果して能く自ら獨立の地位を造り、眞實に自活の方針を行ふの人を造るにも、適するや否や。……自ら獨立の地位を造るには、其の人先づ自強不息發奮進取の精神あるを要す次に意志の強固を要す且つ萬事自己に依頼するの習慣あるを要す……然るに……官吏の如き既定の地位に立てば、其の進級は寧ろ經久忍耐の賞にして必ずしも、常任勉勵の功に由らず。軍隊に於ても、省局に於ても、官吏の進級階叙多くは年功と長官の庇護によりて決す。始めて官署に入る頗る難事に屬するも、一たび之

に入れれば一定の進路に随ひ、自然に吾れを一級又一級に拉し行くに任ずれば足る、此くの如き位地を志望するもの、決して勇往直前の精神を有せざるべし。又た百難に勝ちて所志を達するの決心無かるべし。

自ら獨立の地位を造るには、其の人年少なるを要す年少氣銳の時にあらざれば、一切企業の門戸に横はる困難に抵抗する能はず。……獨立の職業に就くは、年少たるのみを以て足れりと思ふべからず、年少の人にして天然の材力と自己の嗜好と専門の智識あるを要す、何人といへども一日にして農人たり、工人たり、商人たる能はず、此等一切の業は、總て家庭の實習を要するもの、而してその最良方法は、實際に之を行ひて自得し、又たは家々業務の流儀に就て學ぶに在り、

○法規上負荷する職員の要點及之を完了するの工夫

高知監獄 看守 岩村 春次

りては一切目にする事無くば恐くは秘密を漏すの過失無からん

二看守は法律命令及上官の命令を遵守す可き事即これ官吏服務規律の趣旨にして法規を遵奉し命令に従ふは素より吾々看守たる者の本分にして須臾も忘る可からざる旨義なりとす何となれば法規を厳守し規律整然たらざれば監署の威信行はれざるを以てなり又階級制度なる監獄職員は恰も陸海軍官制の如く上官の命令にして行はれずとせんか恰も手足なき人間の如く監獄なる一機關は働か無き不具体に終らんとのみ故に職員中多數を占むる我々に於て從順克く上官の命令を守り健全敏捷の四肢となりて働かざるを以て監署をして活動せしめば以て職責を完了し得んか而て職責完了の工夫上二大要素あり即攝生及勉學の二つとす故に自愛攝養能く健全を保つべし不拔の精神は健康の身体に宿ると無病壯健にして始めて忍耐勉強の勇氣あり爰に於てか實踐躬行の成績揚る可く以て職務上過誤なきを得ん且勉學を怠る可からず即職務の裡にも寸陰を利用し講

高知監獄に於ては毎月三回編發上必要な宿題を與へ答按を提出せしめつゝあり左の一節は其答の優真なるものなりとて通報ありたるものなり

凡官吏は天皇陛下及天皇陛下下の政府に對し忠順勤勉を主とし法律命令に従ひ各其職務を盡す可しとは服務規律の示す處即吾人の服膺して恪守す可く造次顛沛も忘る可からざる要義なり苟も官吏たるものは守法從勤勤務に勵し以て職責を盡さざる可からず特に我國臣民の本性として其在朝在野を問はず舉國一致身命を忘れて赤誠國に報するは他に殆んど比類なし如此特色美風ある我國体を念ひ董命諸國官吏の比に非ざるを了知せば自然に奮激す可く此觀念を以て事に當たらば始めて負荷の職責を全ふし過失なきに庶幾からん

一機密漏洩を禁せられたる事

事の至近にして繁る處の至大なるは言語飲食より過きたるは無しと言語を慎まざるの恐る可きを知了し一度密事を口外せば必ず傳播する事ご心得殊に官吏の身分としては寡言養德慎密を守り官機漏洩の失言無きに注意し官機の秘密に至學以て智識を養成し時勢の推移に後れざるべし殊に行刑上の學問に於ても着々改善の今日なれば徒に舊態に安んぜず新智識を得るに非れば曠職の誹を免れざる可し

三自己の品位を端正にし廉耻を重んじ節義を守り苟も監獄官吏たるの体面を毀損せざる事

由來看守の職員たるや幾他囚人の活模範となり彼等を感化するの徳器あるを要す故に廉耻を重んじ節義を守り内に徳性を涵養し外は品位品格を高尙にし以て世の尊敬を受くるの雅量無かる可からず如此にして効果を得は以て職務を辱しめざるを得ん

四服装及姿勢に關する事

凡囚人の眼に感觸する事物は悉く整理整頓無垢清潔ならざる可からずこれ其精神矯正上に於て少からざる響影を及ぼすを以てなり故に吾人在監人に直接する者は特に被服を清潔にし姿勢態度の威嚴を保ち一種優すべからざるの威風を保つべし

五在監人の戒護

遇囚の一事は看守職責中の骨子にして之れが完了の工夫たる吾人の苦心慘憺たる處一括して過囚の秘訣を云はんか威愛の二字の翫味に存す即恩威並に行はれ父母の愛子を教養するか如く誠意赤誠之に當り身を修め心を正し以て己の徳に懐け常任坐臥彼等の標本となりて其信頼心を惹起し不知不識の間に感化せしめ且彼等の個人的關係を省察し各自其身分に應じ適當切實なる訓誡を與へ以て前非を悔悟せしめ作業を督勵して職業に熟練せしめ營々刻苦工業に勵むの好習慣を養生し獨立自營の幸福なるを教示し工錢を濫費せしめずして蓄財心を誘導し努めて彼等をして恒産を造り恒心の啓發に誘ひ出獄後良民に復起するに務む可く就中習慣犯の惡漢等に對しては特に温顔を以て之に接し小憤を抑制し公憤に由り堅忍熱誠之に當り自己の公平無私なるを信頼せしめ努めて彼等心情を和らげ不屈不撓事の至難なるを期し苦心慘憺の裡に興味を嘗めつゝ成切の域に進むべし尙勵勵一番す可きは免囚保護の事なりとす

諺に曰ふ有り佛作りて魂入れすとこれ其一をなすも二を爲さず事の完備を欠ぐの謂ならん其入監中の行狀に於ては遷善改悛用ゆ可きの人物の如きも一朝出獄に際し無資産にして獨立自活するの職業なく再三犯罪に陥る者有るは實に今日累犯者の状態にして之を導かす教あるるの社會は其罪を別たさるを得ざる可く彼が境遇實に同情に耐へざるなり司獄官たる者其執務上百尺竿頭一步を進めて個人として紹介の勞を辭せず釋放後頼る處無き刑余者を保護して各自相當の職業を授け漸次累犯者の跡を絶ち社會の危害を除く事に務め國家の需用に供給し己の職を完了す可し

六在監人行狀視察の事

懲罰の主旨たる遷善悔過の四字に存す故に行狀視察は行刑上の大主眼にして最も重きを置かざる可からず行狀の看破は素り上官の眼識に在りと雖も終始直接する戒護者に於て審査參考の材料を資するは當に吾々の本分にして活きたる働は實に爰に存す行狀の真相を看破せんには先づ

其者の性質慣習を知悉し且言行の裏面より窺知し情に侵入し精神界に立入り尙志望の存する處を極め心情感動する機微の間に於て克く彼の意底を察知し惡友との交情如何親屬思念の關係等を始め其他許多なる肝要點より觀察し以て之を報告す

七非常事變に關する心得

忠勤の武士は響聲に覺醒すと蓋し献身君國に奉し己の本分に汲々として心に些す油斷なく終始一貫職に忠實なるの謂なり司獄官たる者宜しく如上の心懸を以て其用意周到なる可く果て如此なる時は匆忙急遽の場合に處して適宜の措置を爲し得べく要は事無きの日に於て不時の準備を爲すに在り即武術以て心胆を練磨し火災消防の演習より開鎖の早技に至る迄常に習練なし置かば不時の危難に遭遇するも沈勇機敏の態度を以て周章狼狽の醜狀なく己の職分を盡し得ん

八清潔衛生及傳染病豫防に關する事

聞知識者は其國の衛生事業の進否に依り文明の度を卜すと實に衛生事務の人世に必要な敢て

多言を要せざるなり然り而て其實行に困難なる亦清潔衛生法に過ぎたる事なし特に我監獄の如き多囚を拘禁する處に在りては公衆衛生法の旨趣に基き大は衛生工事の改善より小は房内隅角の清掃に至る迄常に職員の頭腦中清潔衛生てう者の離るゝ無く土地乾濕の利害より排水換氣の方法等をも辨へ病原微菌發生の原因を知り傳染病流行病の傳播機會の關係より殺菌法消毒法隔離法等に於ける卑近衛生學の一端を會得し更に吾人の技術として絞殺自縊の假死者に於ける救急療法の技術の如き常に心懸無かる可からず願くは監獄醫員の指導の下に衛生講話の教示を仰がば各自公私の利益多大なる者あらんと信す

○監獄の表門に就て

文明東漸日進月歩官民ともに其德澤に浴し我監獄の如きも其伴に洩れず向上發展現況に到達せり去れば個別に各監獄を視察せば流石に紀律の府なり

非難す可きものなきが如くなれども各個彼此對照し來れば眞に不統一にして了解に苦しむものあり試に監獄の表門に就て之を觀んか全一市内に櫓を並べし大阪監獄と堀川監獄、構造略は全一にして百事類似すれども風紀に於て稍々異なるものあり個人の私宅に就て云ふも各自獨特の家風あり況んや一官衙に於てをや風紀に異同あるは敢て怪しむに足らず兩監獄を一過せば何人も必らず氣付くならん去れど兩監獄を代表して嚴然堀川河岸に屹立したる表門を見よ其形狀根本的に異なりたり不統一の譏りは到底免かる可からず

堀川監獄の表門は普通官衙の其れの如く下部は板張りにして上部に細き丸き鐵の棒を立て並べ荒き格子と爲し總体に「ペンキ」を塗り他の衙門より敢て高からず閉鎖しあれども透見に自由なり門前を通過して快活なる庭園を見能ふ而已ならず少しく注意すれば事務の繁閑をも察知することを得ん本門の右側に通用門あり全一構造にして開放通行に便す通用門の右側に小家あり椅子に凭り机を扣へ看守見振れり監獄海の田舎者たる余は門衛に姓名を

壯大なる堀川の簡單なる到底同一監督の下に働く監獄とは思議す可からざるなり名古屋は其の周圍に特に設けたる濠あり橋を架す之れを渡れば凡う二十間も有らんかと思はるゝ赤色練瓦造りの二階家あり中央階下を「トンネル」的に潜り監門に達す二間四面もあらんか左右に内に開き木材は樺の良材を用ひ厚さ五六寸門扉に小門扉を小門扉を付す之れを通行口とす表裏両面ともに大なる鉄釘を以て厚き鐵の金員を打ち付け恰も商家の帳簾筒に似たり簾筒の金物は概して形容的なれども此門扉の金物は大にして且つ厚く決して形容的に非ず實用を目的としたるものなり又門は大門扉に一つ小門扉に一つ共に四五寸角にして角々に厚き鐵を張る鐵の角棒の如し之れに特製の錠前を附す嚴重なること恰も舊城門の門扉の如し樊籠も破る能はず蟻も匍匐する隙なし去れど始終門外を視察するの必要あり小門扉の上部に虫眼鏡の如き孔あり門衛看守は立番之れより覗きて外部を視察し來訪者あれば同一看守之れを開き住所氏名を記録し要件を糺し入門證を下附し而して後、通過を許す外出者も

通せざれば監門の通過は不可能と頭腦に浸したる悲しさ入門直に刺を門衛に捧げざれば一々通行人を誰可するや否残念ながら判明せざれども恐らく之をも爲さざる可した隣りの大阪は如何に堀川の透見開放主義とは全く正反對に閉鎖しある而已ならず些の透見をも許さず恰も倉庫の戸の如く不透見閉鎖を以て主義とす外廓を共にし櫓を並べ大阪市民すらも其多數は二個監獄あるを知らずして一監獄と思へる程に親密なるしかも同一官衙にして斯くも根本的に異なるは抑も如何なる理由に依る乎苟も一官衙を代表する表門として何れを良とする乎堀川よきか大阪に窓を付し開放す可し大阪よきか堀川を板張にし通用門を閉鎖す可し但し監人の種類を異にするが故なりと答へんかなれども多數の被告に少かの懲治あればとて何故に開放するか殆んど因人而已なればとて何故に些の透見をも許さざるか尙は一步譲りて懲治并に被告を有する名古屋を以て堀川に比較し見ん

同斷なり晝夜堅く之を閉鎖するなり堀川の輕便なるに比して名古屋の嚴重なる眞に不統一と云はざるを得ず嚴重にして陰鬱なる監門を潜ると輕便にして快活なる表門を過ると我等一回の參觀者にも多少の感なくんば非ず況んや日々之れを通過する職員諸君に於てをや慣るれば何の感しも無しと云はんかなれども習ひ性と成るさかや快活に慣るゝと陰鬱に慣るゝと何れぞ猶ほ況んや收監人をや表門を通過して身の獄内に入りしを知らざる堀川式と遙かに監門を臨みて恐怖の念を抱かしむる名古屋式と何れか善良なる既設は今更致方なしとするも續々起らんとする新築監獄の表門として何れの式を採用せんとするか文運隆盛なる現今尙ほ如此き矛盾不統一あるは何ぞや表門は入監の門なり而して外人を迎ふる大門口にして同時に家族たる職員の出入する門なり個人の家屋に於ける門戸にも種々の構造と警護の寬嚴あり監獄に於ても亦其觀あるは敢て異とするに足らずと云ふと雖も同一の所轄の下に同一の目的を遂行する公衙にして斯く異様の構造と接待とをなさるへ

## ○京城便

韓國警務顧問本部 山川 定

からざるか識者の垂教を請はんとする所以なり

來る九月一日ヨリ博覽會開設の趣にて已に會場も八分通り出來上り申候其規模は至つて小なるものに有之内地の勤工場のものに御座候暑中休暇を利用して追々滿韓視察の仁入込み申候

京城市中を取圍む數里の山脈峨々たる禿山にて之れは光線の反射見るからに誠に痛々敷炎熱を覺へ申候日中九十度内外朝夕七十度内外の氣温は今日此頃の順氣にて今月末來月始め頃より雨期に入ること候

海牙事件も日本にては非常に熱度高まり新聞の囂々外務大臣の渡韓と相成り候得共其割に朝鮮人は意に致し居らず冷然たるものに御座候常識を以て判斷の出來けぬ所が則ち朝鮮式にて朝鮮の朝鮮たる所以と存候

火賊は朝鮮の名物(滿州にては馬賊)其一般を申せば實に吞

氣の強盜なり最初強盜が之れならばと目星を付け

し家に入れば直に主人を揺り起しいくらノの金子を調達せよと命す其時その家に泥棒が云ひ付けし丈の金が無き時は有りだけの金を奪ひ尙人質として年寄なり小供なりを連れ行き残りの金が出來たればイツの何日迄にどこその山まで持來るべし左すれば人質の年寄なり又小供なりを返し遣はさんとて立去るなり之れが日本人なれば夜の明くを待ち直に其筋へ訴へ出つべき筈なれどソコが朝鮮人の朝鮮人たる所以にて夜が明くれば親類一同を集め扱昨夜は是れノの次第にて這入られ金を納めずば人質を取戻す事が出來ず何卒イクラにても御一同より出來るだけの工面をして頂きたしと頼み又親類の方にては捨ては置かず田地を賣るとか家作を抵當に置くとかして泥棒の命せし丈の金を作り纏て期日となれば主人は其金を携へ約束せし山に行き人質と取交ゆる事なるが若し親類の調へし金が豫定の額に達せざる時は幾度にては斯かる事を繰り返へすなり滑稽も茲に至りて極まれり次第でないか

去る日仁川監獄を署長金總巡の案内にて參觀した監獄といへば監獄であるか朝鮮の練塙で圍まれ門は三尺の入口一枚の扉が地獄と娑婆の境である其上方に人の顔が半分見へる程の小さな穴があつて面會人は其孔から囚人に面會する差入物も其孔からである囚人が時々物を買つて喰ふのも其孔からである這入つて左りの正面に一疊半許りの別房がある之れが當直巡檢の見張場で一枚の藁と一の枕が轉がつて居る其の左手に六坪許りの監房があつて二つに割られ中央は廊下の様になつて薄暗きは右手の一室には十二三人の囚徒が草鞋を造つて居た

七年にもなるのだ齡は六十七と云ふ老人七十歳になれば無期刑と雖も當然放免されるのであるさうだ此老人が此獄の牢名主とでも云ふのであらふ他の囚人は巡檢の命令よりも此老囚人の命を堅く守ると云ふことだ。だから地の囚人は瘦せ枯れて空家の蚤のやふであるのに此老名主ばかりはテクテク肥て居る

散亂した藁の中で蠢いて居る狀が宛が豚の兒の様で病蠶の多い蠶室のやふな臭氣がする此房に居るのは重に窃盜犯だ又左の一室には囚衣を被て居らぬ囚人が三四人居た此室には輕囚間と書いてある蓋し輕禁錮と云ふ意で作業はして居らぬ併し此室に終身刑の奴も居るのだ金昌鍵とかいへる囚人は元主事(各省の課長を主事と云ふ)であつて官文書を偽造し他人の土地を賣り飛ばした科で無期囚となつて居る光武五年(明治三十四年)に囚はれたと云ふから最早

此老囚が斯様に肥つて居るのは何れ差入物の御馳走ばかり喰つて居る爲でもあらふが監獄と云ふ一族の主として多少我儘が出來るからであらふ此室に隣りて外側に据風呂がある(京城監獄は一年中風呂のあるは余程進)これは監獄改良の一着手として近頃拵へた者だといふが囚徒の外役を勤むるものは二日に一度内役は一週間に一度入浴をさせるそふだ而も牢名主は風呂を沸かすたび毎一番の新湯に浴するさうだ其の後方に今一つの監房があつて此れにも七八名の囚徒が草鞋を作つて居た(京城監獄は作らるに當監は草鞋を作らしむ杯は大出來なり)全体此獄の囚徒の食料として官給されるものは一人一日に付二錢だそふだ一日二錢では瘦せざるを得ざるのみか命を支えることが

統計

六ヶ敷から依て近頃作業を始めて草鞋ばかりも一ヶ月四十圓位は製出し得るので其を囚徒の食料に充て内幾分は其製出高に應じて枚免の時に給與することにしたるふだ

朝鮮の監獄としては余程進歩したのであらふ後方監房に隣りて右手に間口三間奥行一間程の死刑執行場があるツイ此程も五名ばかり死刑を執行したと云ふことである構造は頗る簡單なもので梁に麻繩を吊り下げ床を一尺五寸四方ばかり切落して屋外より引落すやふ仕懸け遺骸を其後方なるやはり一尺五寸ばかりの切戸より搬び出すよふにしてある目下の囚徒は總數三十三名で女囚は一名もない若し女囚ありとするも之れを容るべき設備がないから女性にして犯罪ありし場合は成るべく刑期を輕減する方針を執つて居るをふだ何分監獄費不足の爲め囚徒差人物は毎日にも之れを許し官給米を節する様にするのだから懲戒の効果は余り揚らぬかも知れぬと金總巡は云つて居つた

○監獄統計調査法

高橋 二 郎

左の一篇は客月二十五日發兌の統計集誌に發表せられたるものなるが今回高橋氏より掲載せよとの書柬を添へ投稿ありたるを以て茲に掲ぐ

萬國統計公會に於て監獄及警察の統計に關する決議を爲せしは千八百五十五年巴里の會議同六十年倫敦の會議同六十七年フロレンスの會議にして就中詳細の決議を爲せしは巴里の會議なり其條項を左に掲げん

○千八百五十五年巴里公會の決議

甲 一般の説明

此事項に關する有ゆる統計の卷首に於て刑の等級被告人の刑を科せらるべき年齢、恩赦宥恕、假免等に關する刑法上の制度を示す略記を附するを以て適當とす又此の略記は監獄行政上の組織、其内部

の規則、食物の制規、監禁の方法即ち雜居、類別、分房、合併の區別を記述するを目的とすべし

又成るべくは此略記に其監獄の略圖、空氣の容積、換氣法、下水の制其他清潔上の制度を示すべし

英國の監獄に關し毎年「コロチル」ジエップ氏が刊行して議院に送付する報告及白耳義の監獄に關しジックベクショー氏の報告は本件に關し好模範とす

事實を類別する重なる表式即ち被告人、處刑者、幼囚を區別する表式は左の如くなるべし

(第一) 監獄内囚人の出入に關する年々の動態及一定の時期に於ける在監人の形況

本表は特に法律上の形況又は其他の事情より起る變革に依て甲監獄より乙監獄に轉する人員を知らしめんことを要す此人員は幾回も出入人員として計算せらるゝ爲め人員動態の眞數に關し誤謬の計算を必さしむるものなり

(第二) 線事トの身分、體性、年齢、宗教、村落又は市街の産地、裁判上の前科職業、受刑前の教育、罪狀、刑名、都て是等の事項は入監前

の形況に屬するものにして又刑事行政の領域に屬するものなれども其事實と懲罰の結果を比較するに於て眞成の裨益を與ふべきものなるを以て之を監獄統計中に加へんことを要す

(第三) 監獄内に於て犯したる重輕罪其他の違犯及裁判所又は監獄内部の懲罰の爲め科せられたる刑罰を記載せる懲戒上の狀況、褒賞法、特赦、輕減

(第四) 工業の制規、教授せし職業、但し務めて各囚人に就き入監前の職業を示すべし請負人又は政府に依て監獄内にて操作せしむる工業、工錢、給與額の分配及其使用

(第五) 入監前の形況と比較せし宗教、操行及學事上の教育

(第六) 健康及死亡の形況 監獄行政に於て極めて重要なる是等の書類には身體の重なる各機關に關する種々なる疾患の分類に従て患者及死亡者の狀況を示さんことを要す其他疾患と死亡が體性、年齢、從前若くは現今の職業に關係する比例を示さんことを要す又患者

の入監前及入監後の健康の狀況、受けたる懲罰、監禁期限、季候、地方的原因、傳染病又は變災等の原因、就中自殺、瘋癲の事は特別の材料を示さんことを要す

(第七) 保護監舎の存する處には又左に示す特別の統計材料を供せんことを要す

- 一 満期放免者の全數と比較せる被保護者の數
- 一 處刑以前の形況
- 一 處刑を來せし事實
- 一 刑名及在監の長短
- 一 在監中の品行
- 一 身體及精神上の狀況、教育の程度、能力智巧の程度
- 一 出監時に於ける所有金及職業
- 一 其就業の渡世
- 一 保護を受くる期間の品行
- 一 現在身分の狀況即ち結婚者、未婚者、孀寡等
- 一 累犯

以上掲ぐる所の種々なる事項の利益は其總數に於ても極めて價值あるものなり尙ほ下に記する要問に依て十分之を完備することを得

徒刑場及流刑に處する爲め設けたる場合の存する國に於ては勿論受刑者及懲戒者の爲め設けたる監獄の内に入るべし  
是等の場合の統計は下の第三科要問の式に據り調製し制度勞役の差異より來る必用の修正と滿期放免の際に於ける狀況を示さんことを要す  
此觀察は陸海軍の監獄にも適用す

乙要問

第一科 前加要問

懲戒に關する一切の場合に關する共通の前加問題  
(此材料は之に關する諸表の初めに於て附言の體裁を以て示すべし)

- 第一 監禁の制度如何 雜居か類別か分房か合併か、分房の數、監獄の略圖、空舎の容積、檢氣法
- 第二 内部の紀律に關する規則如何、賞罰の方法
- 第三 行政上及監督上の組織如何
- 第四 日々食料の規程如何「パン」、「ソップ」、肉類、蔬菜、飲料の分量及性質、囚人の求め得

る食料は如何

第五 被服の費用如何 履物、「レンジ」襦袢、

手巾、足袋の類)洗濯費、臥床、點燈及溫暖を取るの方法如何

第六 經濟上の用務は如何にして之を辨するや、直接管理なるや、請負なるや

第七 衛生の制度は如何

第八 囚人日々の費用如何

(イ) 賄費等  
(ロ) 其他一切の費用

第九 時日の使用法如何 作業、休憩、宗教上の教育、道徳上の教育、學事上の教育等

第十 文庫ありや、又如何に之を實用せしむるや、其得たる結果如何

第二科 未決監及輕罪囚監獄

イ 人員

管理上及監督上の職員を示すべし即ち典獄、看守、尼姑、教師、醫師、教誨師等

現在人員、一年間の出入人員、平均人員

(第一) 會計年度の初即ち一月一日の人員如何

但し法律上種別に依り區別すべし、未決囚、刑

事被告人、幼囚等)又男女に區別すべし

(第二) 一年間に入監せし囚人の數、但し自由の形況に於て來る者(假入監確定の者、他監押送、再入の者とも)

(第三) 一年間、出監せし者の數 保釋及保釋

にあらずして自由を得し者、裁判宣告前に出獄せし者、宣告後に放免せられし者、刑期滿限にて出監せし者、恩赦、死亡、逃走、移轉にて出獄せし者を區別すべし

(第四) 十一月三十一日の現在人員如何但し前年の十二月三十一日と同様に區別すべし

(第五) 監禁の延日數

平均人員(案するに三百六十五にて除するもの)

ロ 紀律

(第一) 一年間の犯則其種別、但し重輕の犯則を一欄毎に區別すべし罰則の數及其種類

(第二) 監獄内に於て犯し普通裁判にて罰せられし重輕罪の罪狀

(ハ) 作業

(第一) 監獄内にて行ふ作業の種類、外役内役を區別すべし(農業及其他の業)又作業は官の直接經營なるや、請負なるやを示すべし

(第二) 各種の作業に従事せる囚人の平均數

(第三) 監禁の日數

(第四) 作業の日數

(第五) 各種の業に對する一日の平均賃銀

(第六) 賃銀の使用 (一)獄内にて使用 (二)出獄時の爲め貯へたる金額 (三)家族へ送りし金額

ニ 學事の教育

(第一) 囚人入監前の教育の程度 (イ)知字者

(ロ)讀むことを知る者 (ハ)讀み、書き、計算する者 (ニ)高等の教育を受けし者

ホ 衛生上の形況

(第一) 一年間に急性慢性の疾患に罹りし者何人なりや

(第二) 精神病に罹りし者何人なりや

(第四) 罹病延日數は如何

(第五) 病死者の數は如何、自殺死亡、不慮の死亡如何

第三科 已決監人員

(ハ) 人員

(第一) 行政上及監督上の職員を示すべし(イの部參看)

(第二) 一月一日監獄現在人員、平均人員

(若し之あらば)刑名別(徒刑、懲罰、禁錮等)

(第二) 其一年間の入監人員、但し次の區別を爲すべし

第一受刑後の者、第二他監押送の者、第三再入の者(但し何れも男女、刑名により區別すべし)

(第三) 放免、特赦、移轉、逃走、死亡により出監せし者何人なりや

(第四) 十二月三十一日現在人員、但し入監時の如く男女、刑名により區別すべし

(第五) 監禁の日數

(第六) 平均人員

(第七) 監禁の平均日數

(ト) 各州又は其他の行政区(國により)に分ちたる囚人の類別

州又は其他の行政区(國により)により分ちたる一年間入監者の形況及一定の期限に於ける一切囚人の形況

チ 入監前受刑者の形況

(第一) 市街人口に屬する者何人なりや、村落人口に屬する者何人なりや

(第二) 公生子、私生子、棄兒は各何人なりや

(第三) 未婚者何人なりや、配偶者何人なりや、但し子の有無を區別すべし

(第四) 年齢は何歳なりや(二十一歳以下は毎二歳の階級により區別し二十一歳以後は毎十歳の階級により區別すべし)

(第五) 入監前の職業は何なりや

(第六) 囚人入監前の事跡(イ)處刑せられしことなき者(ロ)嘗て處刑せられし者等を刑の法制により區別すべし)

(リ) 監禁の原因、法律違反の種類(罪狀) 刑名及期限

(第一) 最後に於ける處刑の原因又は罪狀如何

(第二) 最後の刑名如何、期限により之を區別すべし

(ヌ) 紀律に關する事(ロ)の部を參看すべし

(ル) 學事の教育(ニ)の部を參看すべし

(ロ) 健康上の狀況

(第一) 病室に入りたる囚人の數、但し急性慢性を區別すべし

(第二) 公會に於て採用せる死因表式に包含せる諸病に依り排列せる死亡人員

(第三) 監禁以前又は以後に起りたる精神病の場舎の數

(第四) 病室に入りたる患者及死亡者の數(病症別)但し年齢、季候、従前の職業、現今の職業刑名、累犯及受けたる罰、監禁の長短、既往健康の狀況により區別すべし

(フ) 作業  
 (第一) 操作する工業は何なりや、本表の第一欄に其業名を列擧すべし外役内役を區別すべし  
 (農業及其他の業) 又其作業は直轄法に依るか請負法に依るかを區別すべし  
 (第二) 職工の數  
 (第三) 各種工業徒弟の平均數  
 (第四) 監禁の日數、作業の日數  
 (第五) 手業の生産總額、但し賞與金を除く  
 (第六) 不完全の作業に對する控除金額  
 (第七) 殘額  
 (第八) 監禁平均一日の費用、作業の一日平均金額  
 (第九) 囚人、請負人、政府の間に於ける作業收益の分配

(第十) 監獄の用に供すべき收益金  
 (第十一) 放免時の爲め貯蓄せる收益金  
 (第十二) 使用に供する益金の用途但し(食料「パン」其他購求の爲め) 家族の救助又は返還に係るものを區別すべし

(カ) 受刑者特赦減刑  
 全免、假出獄、減刑、囚人の數(男又は女)但し輕減時期の長短を示すべし

第四科 幼囚  
 此に掲ぐる表の過半は幼囚の調査にも之を應用すべし且つ此場合の統計を完備せんには次に示す諸表を加へんことを要す

(イ) 家族に關する事項  
 幼囚に屬する家族の狀況、其父母は  
 (第一) 配偶者、寡、別居者、再婚者なるや  
 (第二) 家計は富裕なるや  
 (第三) 勞動に依て生活する者なるや  
 (第四) 無職業なるや  
 (第五) 父母不詳又は父母行方知れざるものなりや  
 (第六) 裁判上刑を受けし父母なるや  
 (第七) 此父母は子供と交通することを禁せられしや(言語により又は信書により)  
 (タ) 解放せる兒童に關する事項  
 其年間に放免せる兒童の數、但し左の區別を爲す

すべし

(第一) 入監時の年齢、十二歳以下、十三歳、十四歳等に區別すべし  
 (第二) 處刑以前の職業又は地位、但し農業、工業、無職業、出監時の職業(同區別)を區別すべし  
 (第四) 處刑の理由となりし事實  
 (第五) 監禁の刑名、刑期、父母の情願に依り懲治の爲め入監せる者等

(第五) 監禁せられし期限の長短、一年及一年以下、二年より三年迄、三年より四年迄等  
 (第六) 在監中の行狀、犯則、受けたる罰  
 (第七) 出監時に於ける宗教、學問、職業、教育の程度  
 (第八) 健康の狀況

(レ) 保護會社及出監時放免幼囚の狀況  
 (第一) 保護會社に托したる少年の數  
 (第二) 父母の情願に依り其家に歸りたる少年の數但し双方とも左の區別を爲すべし  
 一 農夫として托せられたる者

一 職工として托せられたる者  
 一 奴婢として托せられたる者  
 一 兵員たる約束を以て托せられたる者  
 (第三) 解放せる少年の出監時に與へたる收得金又は救助金額  
 (第四) 假出監にて再入せる者の數  
 ○千八百六十年倫敦公會の決議  
 公會は左の決議を採用す

第一 監獄統計へ刑事被告人及處刑者に分ちたる監獄の數、獄制、紀律、行政上の組織、被告人、處刑者の數を示さんことを要す  
 但し人員に關しては其年齢、男女、産地、職業、罪狀、刑名、犯數、健康の狀況、死亡、自殺、精神病の場合、従事せる勞役の數及價值、並に其改悛の爲め施したる方法、道德、宗教、學事上の教育、職業又は工業の教育、監獄の費用、獄内犯則の數及其處罰、逃走、同未遂、満期前放免者の數を示すべし、但し右放免者に就ては處刑せられし罪狀如何なる條項に觸れて罰せられしかを示すべし

第二 處刑者の統計には精神病者の数を示さんことを要す、但し監禁の際に發せしか、公訴の前に發せしか、重罪裁判所に廻さるゝ前に發せしか、其起訴中に發せしかを區別し又別室に入れたる者の數、訴訟の外に置かれたる者の數並に之を定めし條件、放免せる精神病者の犯罪を示さんことを要す

○千八百六十七年フロンヌ公會の決議  
萬國公會は左の希望を述べ

監獄の統計には官府統計の報道する一般又は特別なる事項の外特に囚人は保護會社に托せられしや、其會社は行政の所轄なるや、個人の企業なるや、囚人の此に在りし期限、從事せし職業、行狀並に如何なる理由にて此會社の恩惠を離れしかを示さんことを要す

監獄統計調査法の參考として歐州の一國を選び事實表章法の實例を擧ぐるの必用あり依て今茲に千八百九十一年瑞西國監獄統計の體裁を示さん  
千八百九十一年瑞西(パール)府に於て開會せる瑞西監獄協會に於て同國の爲め大に監獄統計の方法を

研究し監獄出入人員調査の材料に用ふる單名票の式を定めたり此票式は各州知事の採用する所となり各管内の典獄に命じて之に依りて事實を報告せしむることとなり政府又此舉を獎勵し爲めに單名票の印刷費を給し而して其編纂事務は聯邦統計局の管掌事務課目の中に編入せられたり  
千八百九十一年は實行の第一年にして國內監獄中未だ一般に行はれず又材料の一部を缺くものありしと雖も三十餘箇所の監獄より出す所の材料に據り最も精確に調製せる結果は頗る道德統計の參りに供するに足るものありし

本年各州の知事より毎月統計局へ送付せる單名票の數は入監三千四百四十二枚出監二千七百四十七枚(他監押送及果犯にして又同九十二年一月一日の越人の重獲を省く)にして又同九十二年一月一日の越人は三千零五人とす内男二千四百九十四人女五十二人なり

然れども違警罪裁判所にて裁判せし者罰金に換ふる監禁者、軍人等(單名票を送付せるもの)を省き此統計中に表章せしは二千二百一人にて内男千八百十六人女三百八十五人とす

監獄統計を分ちて(甲)九十二年一月一日現在人員

統計(乙)九十二年入監人員統計(丙)九十二年出監人員統計の三種とす其表目左の如し

(甲) 千八百九十二年一月一日處刑者現在人員の統計

- 第一表 處刑者及監禁者總數
- 第二表 重罪罪々狀
- 第三表 刑期
- 第四表 累犯者最後の宣告に於ける刑期
- 第五表 年齢
- 第六表 用語及宗教
- 第七表 緣事身分
- 第八表 處刑者の兒數
- 第八表之二 子ある處刑者年齢
- 第九表 處刑者幼時の訓育
- 第十表 公私生別處刑者の訓育
- 第十一表 家族の状態

- 第十一表 本年入監處刑者及監禁者總數
- 第十二表 刑期
- 第十三表 處刑者學齡
- 第十四表 用語
- 第十五表 職業
- 第十六表 健康の状態
- 第十七表 財產及貯蓄
- 第十七表之二 重罪罪の直接原因
- 第十八表 男囚の直接原因
- 第十九表 女囚の直接原因
- 第二十表 本質
- 第二十一表 男囚の本質
- 第二十二表 女囚の本質
- 第二十三表 產地別處刑者

- 第十六表 宗教
- 第十七表 緣事身分
- 第十八表 處刑者の生存兒數
- 第十八表之三 子ある處刑者の年齢
- 第十九表 處刑者の訓育
- 第二十表 家族の状態
- 第二十一表 入監者單名票表
- 第二十二表 本年出監處刑者及監禁者の出監原因別
- 第二十三表 在監中處刑者の職業
- 第二十四表 作業、適用
- 第二十五表 労働の巧拙
- 第二十六表 刑期及出監者所有金額
- 第二十七表 監獄内にて習得せる職業
- 第二十八表 附、免囚出獄單名票表

- 第二十九表 教育の境遇
- 第三十表 學校的及宗教的教育
- 第三十一表 健康の状態
- 第三十二表 職業
- 第三十三表 財產及貯蓄
- 第三十四表 輕罪の直接原因
- 第三十五表 一より七 生國
- 第三十六表 在監中の行狀
- 第三十七表 出監時健康の状態
- 第三十八表 出監者の落附場
- 第三十九表 處刑の目的を達せしむべきや
- 第四十表 出監者は尙危險と認むべきや
- 第四十一表 尙一層長期の監禁を要すべきや

(甲) 千八百九十二年一月一日處刑者現在人員の統計













第五表 刑期及出監者所有金額

總計	監獄		人員金額	五法以下	五法以上	十法以下	十法以上	二十法以上	二十法以上
	男	女							
一〇〇	男	女	なし	人員金額	人員金額	人員金額	人員金額	人員金額	人員金額
	計	計	所持金	五法以下	五法以上	十法以下	十法以上	二十法以上	二十法以上

第六表 監内にて學習せる職業

總計	監獄		業名
	男	女	
一〇〇	男	女	(各業を列記す)
	計	計	名

上の附表 (刑期と學習職業)

總計	業名	
	一年以下	一年以上
一〇〇	男	女
	計	計

第七表 在監中の行狀

總計	監獄		男	女
	男	女		
一〇〇	男	女	總員	總員
	計	計	善良	通常

第八表 出監時健康の狀況

總計	監獄		男	女
	男	女		
一〇〇	男	女	健全	衰弱
	計	計	病氣	不詳

第九表 出監者の落附場

總計	監獄		男	女
	男	女		
一〇〇	男	女	本州	本州
	計	計	他州	他州

總計	監獄		男	女
	男	女		
一〇〇	男	女	家族	從前
	計	計	復讐	復讐

(イ)(ロ)(ハ)を各下の如く別に表章す 各欄を男女に分てり



鹿	宮	熊	佐	大	福	長	九州	高	松	高	德	四國	松	島	山	廣	阿	神	和	奈	期	大	京
兒							區					區											
島	崎	本	賀	分	岡	崎	知	山	松	島	江	取	口	島	山	戶	山	其	川	阪	部		
五六四	三一四	七八二	五九三	五一五	一、六九六	一、三一九	六六二	八七四	六三六	四五九	五三三	二〇八	九二一	一、五四二	一、〇九九	一、五五七	六〇三	五九八	二二〇	二、五四五	一、〇二六		
				四三	一	二	三六				一四	一	二	一六	一	二六	一	六五		二〇			
二四	一一	四八	四三	二二	一、二七	一、二二	六一	一、一五	三一	四九	一三	九五	一八六	一、五一	二九	三一	三〇八	一〇	一〇				
							三																
五八八	三二九	八三一	六七九	五三九	一、八二六	一、四三五	七六三	九九二	四五〇	四九〇	五七六	二二二	一、〇二〇	一、七六一	一、一五五	一、八三四	六三五	六二九	五九七	二、五七二	一、一五〇		

西	秋	山	青	香	福	宮	東	富	金	福	新	北	岐	福	靜	名	安	東	小	長	甲	宇	水
區							北	區				陸					古	海					都
田	形	森	岡	島	城	山	澤	井	溝	阜	所	岡	屋	津	菅	野	府	宮	戶				
六五四	七七四	四三九	三八一	一、〇〇六	一、〇九九	二八七	四八四	三三二	七九四	六三〇	四六〇	八〇四	一、六九四	八四八	一、二二二	一、一八三	六四三	七八〇	八六六				
				七六	二			五五	一		三六	二	二			三〇							
八一	三八	九九	三一	七六	一六四	二八	二六	一一	七三	三八	三九	三九	一七八	二六		九六	二二	七三	五九				
七三八	八一八	五三八	四一四	一、一五九	一、二六九	三一六	五六五	三四七	八六七	六七六	五〇六	八四八	一、八九六	八七八	一、二二二	一、三一二	六六五	八五四	九二八				



以上列記以外ノ脚  
總計

一、三三五  
四、七七六

一〇八  
二、五九三

一、四四三  
四八、三六九

△ 二三  
△ 八〇五

△ 九九  
△ 四四四

△ 五五三  
△ 一〇、〇七九

△ 一三  
△ 九八〇

### 救護事業

#### ○被保護人の所持金

原胤昭

當春か茶話會にても一寸御話したる如く年來予が保護したる出獄人にて稍や等しき研究材料と認るもの一千人を抜きて各事項の統計を試みしに面白き結果を見研究上頗る趣味ありし、兎角日常の業務に忙殺されて今に其稿を完ふせざれど、こゝに一文を抜きて協會諸君の参考に供し垂教を乞ふ。

出獄人にして所持金あるもの、殊に多額の所持金あるものは改心の根據確實ならんとは何人も推量する處、監獄官も亦此見を以て工業を督勵し、多くの賃金を得させしめんと複雑なる事務を執り多大

圓以上のもの三十九人、百圓以上のもの六人あり。

#### 使用期間

此携有金より些少の金額を以て作業服又は職業器具を購入させ、(器具は保護所備品を貸與し)就業自働自活せしめ餘金は悉く貯蓄なましむるものとす、然れども貯金支出は又之を強制するを得ざるにより、各自使用期限に遅延あること左の如し

使用期限	三月以内	三月以後六月以内	六月以後一年以内	一年以上三年以内	三年以上計
人員	八	五三	七二	七三	二二
百分比	四二	一一	一七	一七	五

予は之を徐ろに使用なましめんと出来能ふだけ力を盡したれども、斯くの如く約半数は收容後三月以内に使用し盡したるものなりき。

#### 使用の適否

使用の適否に付ては殊に力を盡したれども、使用後の實體を観察すれば、適否に大差異ありしをを發見したり

(甲) 出獄後の新生涯を經營するため適當に使用し資本の實効ありしもの

の監獄費を消費して工錢を給與せらるゝなり、而して之を受ける者は短刑期者は得る事少なく、其多くは皆無、大多數は長刑期囚人の有に歸するものなり、然らば長刑期の囚人は出獄に臨み此の給與工錢を善用し、個人の爲めには新生涯の資本と爲し、社會のためには再犯防遏の援助となしたるや否や、若し不幸にも此金額悪用せられつゝあらんには、所謂泥坊に追錢の實を免れずと思ふなり、爰に予が經驗に現れたる事實は左の如し

#### 所持金の有無

被保護出獄人千人の内保護收容の際多少とも携有の所持金ありしものは四百三十一人、此の外出獄の際下附されたる、囚工錢ありしものも既に使用し盡し其内使ひ残りありし者なり、最少額は一圓(以下端數のものは算せず)最多額百十七圓内五十

#### (乙) 無効となりしもの、之に二種類あり

- (一) 使用は適當なりしも其業を經營する能力なきにより徒費損失し盡したるもの
- (二) 衣食の慾に克つ能はず濫費し、又は輕卒無稽なる居住移轉旅費等に消費し盡したるもの

#### 之を百分比例にすれば

使用期間	三月以内	三月以後六月以内	六月以後一年以内	一年以上三年以内	三年以上計
適當	四一	三〇	四九	七四	七六
不適當	五九	七〇	五一	二六	二四

前表の如く、使用期間に於て百分の四十一即ち四割は三月以内急速に使用されたるのみか使用の適否に於ても、右表の如く百分の五九即ち六割が不適當に使用されたる事は、主管者の不能極れる次第なり、

由是觀之保護主管者の誘導勸告を受くる事なり解

放されたる個々の出獄人に於ける使用期間の急速と不適當なる使用とは又以て事實を判知するに易からん。

多額の所持金

然らば所持金の最多額者によりては如何にと之を考査したるに尙一層不良の成績を見たるは特に考究に値する事實なり。

五十圓以上所持金ありし者四十五人

金額	百圓以上	八十圓以上	七十圓以上	六十圓以上	五十圓以上	計
人員	六	一	五	八	二六	四五

之を百分比例にすれば

使用	適當	一	一	三	二一八	二四	五三
不適當	一	一	三	六	八二	二	四七

多額の所持金ありしもの、何故に此くの如く良成績を得られざりしか、多くの言を要せず明白の理由あるなり、凡べて何事業に於ても然かあらん、如何に多くの資金ありども、經營する手腕無き者豈に之れを宜きに處し得べけんや、常人に於て然

緒ありて辛くも先づ之を適當に使用したるなりし、

(丙)特に技藝(大工、指物、彫刻、裁縫、製靴、等)

あるものなり、此輩は既に特藝ありて優に生活の能力あるにも係らず、犯罪する程の難艱物なれば多額の金圓を有するも之を慎重適當には使用せず、反て自己の手腕を頼んで濫費し盡すものなり

斯くの如く巨額の所持金を得能ふ者は、大金を資料として運用し能ふ者にあらす故に巨額の所持金は全然空しく消散する所以あるものなり、

多額所持金者の行路難

總て多額の所持金あるも出獄人の前面には、之を以て自己を利せんとする入監中知己の出獄人ありて、甘言詭妄此金を費消せしめんとする大魂膽者あるものなり、此の誘惑は尙は避くるに難からざれども赤貧困窮に居る近親族の纏綿情實は避け難き困難なり、身は在籍の地近親族所在の地に歸すべく、監獄官の訓戒もあり、或は監視の執行地

り、況んや無智無識を一般とする犯罪人殊に社會と隔離したる獄内別天地に、木偶的生活をなし經濟理財何等の腦力を用ゆる事無く、長年月を空々經過し來れる長期期出獄人にしては、如何でか之れを宜きに應用經理し得べき道理やあらん、加之多額の所持金者ほ尙且つ然る所以のものあるなり。

多額工錢を得る囚人

囚人にして比較的多額の工錢を受得する者に三種ありと思量す

(甲)強健なる腕力家なり此輩は眞の人夫土方輩にして到底資金を運用して理財し能ふ者に非ず、

前表に掲げたる百圓以上所持者六人中の否、五人は即ち此輩なりし、

(乙)非常なる長期期囚人なり、此輩は社會に離隔する事甚しく經濟智能の缺けたる者なり、

前表に掲げたる六人中の良一人は即ち種類にして、二十四年間在獄したる者なり、幸に改悛の情にも關し之に據らざるを得ぬ次第なれども、一度足を此位置に容るゝや携有金は悉く土産物となり、質受けとなり、借金、返済となり、心ならずも消費し盡すに至るものなり。

多額所持金者の習僻難

たとへ如上の情實に漏るゝども總て多額の工錢を得る程の囚人は囚役工場に於ける頭領株にあるものにて昔日の役附囚徒(傳告誘工時代)とは改良せられ居るも、意氣の高慢行動の奢侈は出獄後の處世に第一の障害を與へ、衣服調度皆此の意氣を以て買整へんとして、着衣は絹布、靴はゴム靴、洋傘は絹張り、時計は何帽子は何、と忽ち數十圓の金額を費消し、俄然紳士形を爲すものなり、然かあらざるも全體斯かる出獄人の前生涯に於ては數十圓は愚か十圓五圓と云ふ金も纏つた金圓を優に所持したる實驗に乏さるものなり、此の輩出獄に臨み生來始て此の大金を所持す、所謂持ちつけぬ金を持つたが病、一品は二た品はと心を用ひつゝ、費消し盡して、似も附かぬ不相應の身装を着

け、さて長年期間の苦役艱難を経來りて放免の此の日、青天白日を迎へ、新生涯に入るの首途、一献の酒無かるべからずと、一杯の祝酒は二献三献を重ね、之を見て取る酌婦樵夫争でか此の懐金を見逃すべけんや、歓迎優待、妓樓の階段に押し上げずしては置かず、夢覺めて囊中を算すれば、残る所は既や僅々のみ、前宵監房に眠もやらで立案したる新生涯の経路は既に蹉跌し畢んぬ、更に新経路を案出せざるべからずなりぬ、宿醉未だ香を絶たず、最早獄内立案の正當経路を辿るべき益友を訪問するは、心疚しく足重く先づ酔の覺る迄でも、心置き無き舊友を、或は入監中に得たる新知人を、或は同監の囚人より頼まれたる傳言を果さんと、其知人を訪問する等により、相會する人によりて更に新経路を計る、爰に又自ら再犯の路に歩を向くる事實とはなるものなり。

習僻難の實例

高慢者侈の意氣、一と度獄閫を踏み出す一瞬間、忽ち遜謹勤儉の心に豹變するは元より難し、予は

屢々此類出獄人の連懷を開けり、實に滿刑の日に接近したる數日間乃至一二ヶ月は、晝と無く夜と無く、只だ此金を如何に遣ふべきかの解決に苦しめられ、真に夜の目も睡らざりしと、此時に於ては僧侶の説法も典獄の訓誨も此問題に閉塞されて耳にも頭にも這入るものには非ず、と去るからに出獄直ちに眼に觸るゝ此帶、此時計、之を買へと勸るは商人の手段なりとは、熟知し乍らも、一品は二た品は、一坏は二坏は、と思はずも遣ひ過ごしたりと。

近き一例を不せば、東京某監獄より出獄し、茨城縣に居住せし省、活路難のため予に保護を求め來りたり、予を問ひし日は、彼の出獄より五日目なり、予は此一面話によりて、彼は頗る堅固なる改心の情緒あるものと認めたるが、一の疑問は彼が身不相應の衣服を着け居るにより、其費額を問ひしに、彼云ふ廿五圓と云ふ、而して彼が下附されし囚工役金は四十圓なりと云ふ、他の十五圓は如何にせしやと問へば、云く、旅費に土産に殊に老親兄弟は貧の見る影もなき者之に幾分の分け前したり、

今残る金は二三日の食料を有するのみ、労働就業の衣服すら未だ用意せずと、持ちつけぬ金を持つたが病にて、飾り上げたる此紳士形にては、追がに三河町の立ん坊人足にも出られず、雇人口入宿へ被雇口の相談にも行かれず、今更我乍ら我身の處置に困り果てたり、酷に云へば此金ありしが故に活路又難しと、此は實に稀有の引例にあらず、然らば多額の囚工役金を有せしむる事、果して再犯防遏の効果に利益ありや否やを疑はざるを得ず。

所持金の保護成績

終に臨みて所持金と保護成績の關係を考査したるに左の表を現出したり

被保護出獄人一千人の内

四三一は所持金ありしもの 内一五四は不良成績

良成績 五六九は所持金無かりしもの内一五一は不良成績

百分比例によれば

所持金ありし者の成績 良六五 不良三五  
所持金無かりし者の成績 良七五 不良二七

此の如く事實は所持金無かりし者に良成績多かりし、然れども此例を以て俄に一般出獄人の成績を判断するとを得ず、そは予に保護を求め來る出獄人には所持金無かりし者に反て真面目なる任意の申込者あり、所持金ありしものは監獄より直接に回送されし者多く、其實を云へば監視の引受けを求むる等に起因し、要は監獄を出でんとする一事にありし者多かりしに因り、従て成績に不良の多くを出したる事實もありと思はるゝなり。

如上の事實により識者の研鑽を乞ふべきものは、給與工錢問題なる事を。

茨城縣保護會

明治三十九年度事業報告

一、明治三十九年自十一月間被保護人の出入及年末現在員を擧ぐれば左の如し

西曆年	新被保護人員	引取たる者	退會	計	年末現在員
八人	七人	一人	五、四人	二〇人	五人

無斷退會者四人は本年度の入會者にして貳人は再び入監し他の貳人は行衛不明に屬す

一、本年度は比較的多数の不成蹟者を出し頗る遺憾とするところなり過去数年の實験に徴するに不成蹟者の多数は意志の薄弱なる年少者にあるが如し今創立以來被保護人中未丁年者十五人の内成蹟の良なる者は僅々四人に過ぎず残り拾壹人は孰れも不成蹟に終れり而して本年度不良者四人の内其三人は實に左記の如く未丁年にして如此不成蹟者を多く出せしも亦理由なしとせず然れども其至難とするものは前途有望の未丁年にして之を成功せしめ得ざるは未だ保護監督の方法宜しきに適せざる處あるものと云はざるを得ず深く慚愧に堪へざるところなり自今前敗に鑑み倍々努力奮勵し考究研鑽以て他日完全の成蹟を擧げんことを期す

本年度不成蹟者の罪名犯數年齢等を示せば左の如し

罪名	犯數	入會前後の		年齢
		前	後	
竊盜	初犯	日雇稼	掃除雇人	十八年
同	四犯	農	提灯張	十六年

一、退會被保護人中一家を構へ水戸市内に住居する者六人に達したり本人等とは當會との連絡を繋ぎ教誨當日は必ず參會聽聞せしむること參會者に佛前に供したる茶菓を特に饗することとせり此等は甚だ些末に屬することなるも微妙の間一種云ふべからざる効果方の潜伏せるものと認む

一、本會附屬養豚事業

本業は前年度報告の如く子豚生産繁殖を圖り之を賣却する方法に變更したる初年なるに豫定の生産を得ざる等の爲め利益甚だ薄かりしも金六拾圓余の純益を擧ぐることを得たり

本年度未現在豚數を擧ぐれば左の如し

頭數 貳拾八内社豚九 牝豚十九

一、基本金は本年度に於て金百五拾圓を増し昨年度末現在の金參千百圓より金參千貳百五拾圓に増加したり其増額は本年度養豚事業の純益金及寄附金等より基本金に組入れたるものなり

昨年度報告の第五回國庫債券額面金五百圓は償還を受け同時に農業銀行に預金せり

詐欺取財	初犯	時計職	日雇稼	十七年
竊盜	三犯	理髮職	理髮職	三十年

一、年末現在被保護人の職業

日雇稼業、大工、按摩業、雜業等にして一日の賃錢參拾五錢乃至六錢を收得し內衣食費を償ふこと能はざる者壹人にして他は優に衣食費を辨償して尙餘裕あり食費を償ふ能はざる者は其の不足額を補助せり

一、前年總會に於て決議せられたる佛像安置は諸種の設備を終へ尊像は特に本派本願寺より寄贈を受け明治三十九年十二月三日を卜し嚴肅なる入佛の式を舉行せり

一、入佛後は全然宗教心のあらざりし者も佛陀の光明と囑托教師の熱實なる教誨とに依り深く感動せられ所謂心機一轉宗教心の感念を發起せざるものなきに至れり感化上最も有利なるを認むることを得たり

現在基金參千貳百五拾圓(内金五百圓)は日歩金壹錢八厘の割を以て總て茨城縣農業銀行へ預金す

○山口縣下保護寺院へ通牒

山口監獄に於ては曩に本派本願寺より訓告したる出獄人保護の本旨を貫徹せん爲め縣下諸寺院と提携するの必要あり去月下關光明寺に於て同宗寺院有志者の會同を催せる席上へ教誨師織田信行氏を臨ましめ右に關する協議を爲したるが今又左の覺書を各寺院に配布し其賛同を促せり

拜啓時下薄著之候貴師法體益御清福二利御双運被遊候段奉恭賀候借者突然之儀に候得共本山訓告第三號第四號を以て御發布相成候犯罪防遏之件に關し御相談申上候御存知之如く監獄之目的は性質上監獄自身之働きのみにては到底成就し難く殊に犯罪を豫防し免囚を保護することに關しては社會各方面の有力者別して宗教家諸師の盡力に依頼するの外無之事と存候而して本縣の如き眞宗檀徒の多き地方に於て其犯罪者も從て該宗に屬するもの多く常に在監者の五割強を占

ひるの有様に有之候依て放免者の保護に就ては  
主に該宗寺院の助力に依らんと欲し曾て山口教  
區小集會其他の席上に於て種々御依頼申上たる  
ことも有之爾來一部小數の者に就ては施行致來  
り居候處今回本山より地方各寺住職と監獄教誨  
師とは内外呼應して犯罪の防遏に注意致すべき  
旨訓告有之候に就ては一層範圍を擴張の上實行  
仕度候誠に教用御多端之折柄御迷惑之儀とは存  
候得共一面本山に對する義務なると同時に他面  
宗敎家として社會及び宗門に對する當然の業務  
と被思召十分の御盡力に預り度候依て其實行方  
法に關し生等參堂の上親しく御相談可申上等之  
處何分職務之爲め余暇を得ず乍不本意別紙犯罪  
防遏方法覺書相添へ書面を以て御意見相伺度候  
尤々御賛成に候得ば別々御回答に及ばず候間此  
旨貴組内各寺院へ可然御通達の上覺書記付被下  
度左すれば來月一日より施行致度存念に御座  
候

右得貴意候也

山口監獄教誨師 織田 信行

同 教誨師 金谷 智海  
同下關分監教誨師 栗田 要猛  
廣島監獄岩國分監教誨師 熊谷 最勝

一本山訓告第三第四號に基き山口縣下末寺住職と  
監獄教誨師とは内外呼應して犯罪の防遏に務む  
る爲め左の數項を實行すること  
二各寺住職及び監獄教誨師は法會及び諸種の集會  
等を利用して犯罪の豫防及び放免者の保護に對  
する社會の同情を喚起すること  
三放免者の全般に涉り之を保護する目的なれども  
先づ恩典出獄者未成年者懲治人及特に保護の必  
要ある者より着手し漸次一般放免者に及ぼすこ  
と

四前項に該當するものは放免約一月前に特に恩典  
出獄者に限りては放免當時に監獄教誨師より本  
人の罪質刑名刑期及び在監中の行狀等身上に關  
する概況を其所屬壇那寺或は歸住地附近の寺院  
に通知する事

五前項の通知を受けたる寺院住職は本人と親屬故  
舊間との心情融和を講し或は生活上の便宜を與

六放免後は時々之を諷諭し再犯を防遏すること  
必要に應じ監獄教誨師より之を所屬壇那寺或は  
適宜の寺院に通知したる時は該寺住職は信書接  
見等の手段に依りて之を透導し且つ諸種の便宜  
を與ふること

七保護の任に當る寺院住職は放免後の狀況を毎年  
十二月曾て照會せる當該監獄に通知し監獄教誨  
師は其成績を典獄經由の上本山へ報告すること  
但し通知期間は各人放免後三年間とす

雜 組

はのき短文  
を歓迎す

●京都諸司代板倉父子公事扱掟の一節に曰く盜人  
他所へ欠落仕候者隨分可相尋自然他所者成とも盜  
人之證據の明白にて搦來候者贓物之内三分一其搦  
來者に可三宛行一殘分は損失之主人に可返之、若  
又主人一人之才覺を以搦來候贓物無殘主人に可相  
渡、とあり被害高の被害者に還るは當然なるも逮  
捕官吏へ三分の一與へるとなると隨分一時に金満

家となることある譯なるがソナ事實談も聞かず  
現今此制度であつたなら刑事巡查萬歳で志願者接  
踵するならん………(考 古 家)

●又曰く、贓物の内を盜人令三沾却一贓物は主人と  
引合以糺明之上任盜人白狀之旨右之贓物自盜人買  
取欺又預置所を令穿鑿預り候者無異儀主人へ可返  
候若盜人賣付候衆於明白は其買取時之代半分自主  
人出し候て買戻取へし但無益と存は宜任主人之心  
又同盜物借切之質に入置候儀右之法度、可准據  
事、とありこれが贓物處分の典例か近世の沿革と  
も見るを得て興趣あり………(同 人)

●古賀警保局長近來頻々出張警察事務の刷新を謀  
る監獄方面は三年五年一回の巡閱口に改良を唱ふ  
るも眼に入らざる事業の進歩は期し難し新局長の  
巡視は當面の利益のみにあらし事務官もた揃ひの  
事なれば勿急地方巡遊を望む、曩に巡閱官專任の  
内議ありと聞きたるも兩三年來杳として其聲な  
し、古賀氏の健脚に倣ひ續々巡視あらんことを、  
江原素六氏曰く遊廓が設けられて繁昌するのは  
(希 望 生)

其近傍の質屋、鰻屋、鮪屋、高利貸夫も決して永續せず現に新宿の貸座敷營業者に觀るも多くは天死又は分散せりと爲政者教育家宗教家大に省みる所ありて可なり遊廓を設けて土地の繁榮を謀る杯と聲言するは腐敗漢の痴言なるのみ……(いや田生)

●倫敦動物園の象は入園者を背に載せる藝當で一年八千圓を稼ぐと之を千二百圓の委任官吏に比すれば六人、六強千圓俸なれば八人に、判在官七級俸なれば二十六人六に相當し十五圓俸の者に比すれば實に五十三人三、三に匹敵す動物々々と虐待し罵詈すること勿れ……(ロンドンゾー)

●救世軍のブリス大將は過去二十年間に旅行したる里程三十七萬哩又先頃日本及加那太に於ける救世運動には二萬五千哩を旅行し九十三回の集會に臨み十四萬人に演説し二百六十五人の新聞記者と會見したりと云非凡の精力此の精力あればこそ救世軍の事業は大成せるものなり此の精力こそ事業の眞髓なり兎角の批評ありとも偉人として尊敬すべき人物なり……(三田 敬)

●頃ろ八十餘の高齡にて逝きたる英國の大監督テ

ンブル博士が嘗てブックビー中學に長たるや、兒童あり其父母に書を送りて曰く、校長は畜生なり、併し公正なる畜生なり。と只此の一言彼が生徒を馭するの峻嚴なるに生徒皆畏避したる眞情を暴露し然も又峻嚴の中に一般生徒の心を安んずべき公明正大の精神識認せられたるを表彰するものなるなからんや……(春 雨 生)

●司獄官は馬の如く牛の如く器械的に働かざるべからずと吾人之を役人的一の滑稽となす御無理御尤主義は改良進歩を遲鈍ならしむ監獄實務には看守をも交へて論戦せしめよ去れど空理空論を望むにあらず賢明なる上司須らく省みよ……(巢鴨、改良生)

●東京は淺草公園銘酒屋(内實淫賣屋)百四十六戸にて雇女(賣淫婦)四百二十三人暮習所(之れも淫賣又は媒合の場所)二百六十二戸雇女四百八十二人これが淺草公園丈け其他神明、郡代、湯島天神等の各地に無數の魔窟ありこれで學生であれ職人であれ商人官吏何でもござれと引張り込む東都は最誘惑多し警察の默許は沙汰の限りなれど地方人士

は其愛子を東都に上らしむるは中學卒業後意思鞏固を確認しての後の事……(實 見 生)

●男爵澁澤榮一君事業經營順序に就て細心精慮すべき要點を擧げて、第一其事業の成立すべき乎否、第二私を利すると共に社會をも利するや否や、第三時機に適合するや否や、第四其人物あるや否や、の四點を以てせり尙他に注意すべきもの多からんも以上は最も重要なものなりと信す男爵はこの用意ありて諸種の事業を經營して成功の歴史を有せり吾人は大に學はんことを欲す……(希 一 生)

雜 錄

○東京 便

無聊庵 主人

拜啓益御健勝奉賀候暑中休暇の時期を利用して何か興味ある事などもかなど苦心候へ共詮索付き不申候折柄「不良少年感化事業」と題せる毎日新聞の

論説を讀過致し道に大膽不遠慮に書き上げたるものと存候機關新聞とか機關雜誌とか申候へ者時に自由の意思をも拘束せらるゝことありて筆者には苦衷少からざるは常なるに思切つたる言ひ振かなと存候其要領は世に感化事業に同情する者少きを嘆したるに過ぎず候へ其極めて面白き對照と存候ま、既に業に御承知の方も可有之候へども茲に轉載して一言を添へ度候

不良少年感化事業

静岡に不良少年の感化事業を企てたる人あり、牧師村岡氏はれなり、日本全國に於て不良少年の最も多數なるは、風俗の最も宜しからず、娼樓の主人を縣會議員に推選したる愛知縣にして之に次ぐ者は知事安藤謙介を擁して種々の悪事を行ふ者ある愛媛縣なり、第三は即ち公娼を市營となして何等の物議をも生ぜざる茨城縣なるが、第四に至つて即ち幾多の疑獄事件を生じたる靜岡縣なり、

此等の諸縣は不良人物の生産地として有名なるが故に、今日の統計に於ても亦不良少年の多數を出せるなり、乃ち不良少年の感化事業は、此等の諸縣に於て最も緊要なるを見る、然れども一縣の氣風、既に不良人物を出すに過ぎざるを以て、此等の美しき事業に對しては、賛成者極めて少く、其の事業を進行する上に於て、少なからざる困難を有するなり、

江原六翁村岡氏の爲めに力を致さんご欲し、先づ縣知事を訪問して其の助力を請ふ、翁の言未だ全く了らざるに知事曰く、其の事業は可なるも、村岡氏は牧師なれば餘閑の業として、かゝる事業を成功し難かるべし、氏にして若し牧師を罷めて専念に之に従事したらば或は成功を得べきも……

翁は乃ち知事の説の如く村岡氏は既に牧師を罷めて専念に之に従事せるを語て助力を請ふ、知事頭を掻いて曰く、

地方官の爲さざる可らざる所極めて多し、赤十字社に愛國婦人會、義勇艦隊に武徳會……

知事に指を屈して其の義務の多きを數へ立て、殆んど其の感化事業に盡すの餘力なきを證せんとしたり、翁は更らに轉じて靜岡市長を訪ひ、村岡氏が牧師を罷めて此の事業に従事するを語るや、市長は曰く、

其事は可なるも、村岡氏が牧師を罷めて、かゝる大業を起すは誤れり先づ牧師に依て衣食の計を立て其餘閑の事業として之に従ふこそ然るべけれ、然らずんば成功尅束なし

翁は又去て陸軍中將某氏の現に閑散の地に在る者を訪ふて村岡氏の爲めに助力を求め某氏曰く、

其の事業は可なるも、村岡氏が耶穌教徒なるは惜しむべし、如何なる善事も、耶穌教徒の爲す所には同値なれば、氏にして此の事業を成立せしめんと欲せば、先づ耶穌教を止めて後に之に従事すべし

吾人は此の談話を聞いて、世に善事を助くる者の甚だ少なきを悲しまざるを得ず、彼等は均しく其事業の善なるを認められり、

の困難なる場合或は之が爲めに多大の國費を耗盡するに至らば赤十字事業も義勇艦隊も其光輝を減すること幾許ぞや社會諸有の機關渾へて相關聯して生存すべき者なるに特り花々しき事業に奔走して不良少年感化事業の如き花々しからざる事業を忘却候ては花の花たる艷麗も有之間敷候赤十字事業や義勇艦隊の事業の盛なるは國家として一地方として文明の表彰に相違なきも最早全國概ね同一の數字を得居候故以て誇りとするに足らざる義と存候此の上は不良少年感化の如き救護事業に御盡方あらんとこそ望ましく又此の事業の盛なるは地方事業としても誇るに足るべく外國に對しても耻ぢらざる事と存候毎日新聞をして斯く極言せしむるに至りたるは牧民當局者の眼識なきを表白したるものに候はすや曩頃内務大臣は地方長官に對し感化院設立に努力すべしと内論したりと聞きたるが之に對しても江原翁に答へたる口吻を其儘に責任を以て答ふるの勇氣ありや敢て反問致度候又社會には必要に迫りて諸種の機關を生ず諸種の機關は互に密接の關係ありと悟りせざるや御垂示被下度

候

而して各々巧みに其の助力を辭するの口實を作れり、江原翁の如き寛厚の人に非ずんば、必ず其の怒を能はざる可し、赤十字社や愛國婦人會や武徳會や義勇艦隊や業より國家に必要な事業なるべし、然れども不良少年の感化事業は其の社會を利し民人益するこそ何ぞ此等の事業に譲らんや

一人の不長少年を化して、善人となすは、獨り其の少年の爲めのみならず、其家族の爲めのみならず、社會一般其の害を免るゝを得べし、其功績偉大ならずや

今の社會は貴族の權勢に頼ひて事業其者の良否を顧みざるの風あり、義勇艦隊や武徳會を助けて、感、事業を助けざる者、若し有地品之尤、大浦兼武諸氏の威勢を恐れて、一平民の村岡氏を侮るの評を受けんには、彼れは其の人格の、一、大汚點を印せらるべき者と謂ふべし

吾人は社會に忍耐強き感化事業の經營を望むと同時に、善事を助くるに勇敢なる人々を出さんことを望む、其の善事たるを認めつゝ種々の口實を設けて其の助力を逃れんとする人の如き、吾人の尊敬する能はざる所なり

爲政家は其本を培ふを忘るべからず民の休戚を度外視しては爲政家たるの價値なく政事なるものなきなり赤十字の事業や義勇艦隊の事業も國家生存上の要務たること勿論なるも、こゝが爲めに不良少年感化事業を等閑に付する、筋違ひなりと存候不良少年簇生して民人の生命財産の安固を維持する

大連に在る救世軍の婦人救濟所のことにと就ては龔に本誌に報道せられたるが其後の経過は成績良好にして一年二箇月間に引取りたる婦女は百五十八人に候之を縣別に視るときは長崎縣最も多く二十一名佐賀縣十八名山口縣十七名、熊本縣十四名大分縣十三名福岡縣十二名、兵庫岡山廣島愛知大阪京都東京滋賀愛媛高知香川徳島鹿児島福島千葉宮城の諸府縣はいづれも二名乃至七名に候此等の婦女は悲惨なる事情を有する者にて醜業を強要せられたる者又は夫に棄てられたる等小説的事實經歷を有するものに候世界人の住む處醜業婦の在らざるなしとの事又其現狀を視て國家の耻辱なりとは何人も憤慨する處に候へ共其個人に就て其事情境遇を察するの同情者は甚だ稀にて之を救濟せんとする者は絶無候勿論醜業婦の中には自ら好で營む者の存するは事實に候へ共これども岐路に迷ひつゝある者況や事情悪むべき者多きに之を傍觀するは道義の上より觀るも人情の上より申すも悲むべき事に候此の場合に際し救世軍の率先之が救

濟に着手せるは男らしき仕打に候救世軍はいかに之を始末せしや、聞くに歸國又は知人親戚へ引渡したる者七十一名女中奉公三十六名、看護婦又は電話交換手に九名、女學校に入學せしめたる者三名、結婚五名、現在收容二十一一名、結果の不良なる者八名に候、僅々一年二箇月間に如上の多人數を引取り夫々始末をつけ候事は中々の大事業に候而して其結果の不良なる者は八名の少數に候救世軍の事業は毎もなから大膽に候其成績も他に比較すへき慈善團體なしと申候も過言にあるまじく候救世軍は不言の間に實行致候理屈は他人任せとして實地に働きを示し居候此の點に就ては非常の決心と精力あるに非れば爲し難き義と存候吾等刀筆と親む者の日常と日と同ふして語るべからざる次第に候故切めて其事業を大成せしむる爲めに節制し扶翼致度ものと存候救世軍の事業は事實は理屈に勝ることを表明したるものなるべく觀察致候瓦板か木版にて異常事變、報道致居候舊態は明治維新の幕開きと共に剝落して印刷の便聞け候より爾來各地に新聞雜誌と申すもの勃興し各獨特の主

義綱領の下に活動致候新聞と申候へも當初は一ヶ月一回又は一週一回位の發刊なりしもの、漸次に變遷する世態に伴ひ毎日發刊となり其掲載事項も犯罪事實の極悪なる者の報道位に過ぎざりしものが政見を發表し科學を説き世界の狀況を報道する等驚くへき進歩致候雜誌とて著しく其數を増し掲載事項も種々の部門に分ち専ら世人の意向に投せんことに努むるに至り候爾かく新聞雜誌の時代と相成候より吾人日常の行動に欠くへからざる機關と相成候事理の當然に御座候試に新聞紙の數を承り候處ザツト日本内地文にて二百有之候最も多きは無論東京にて其數十六、次は愛知縣にて、豫想外なるは新潟縣の九山形縣の八に候之に亞ては和歌山縣の七三重縣兵庫縣の六、京都青森愛媛長崎大分の府縣各五に候栃木山梨福井奈良廣島山口佐賀は各四其他の府縣は三以下に候北海道全體にては十九の新聞紙發行致候隨分違したる者に候併し外國の例には及はずとの事新聞の多きは其國民智識の進歩不進歩を告白したるものと申すへきか今全國一日分の新聞紙を讀了せば定めし種

々の事故あるを知るべく智識を享受すること多大なるべしと存候乍併又新聞記事には不真面目なるものあり記者の常識の有無すら怪ししものあり一人の陰微を摘發して得々たるものあれば其種子を撰むこと必要なるべく讀過せる間に取捨を認らざるの用意なかるべらず候社會の木鐸となりて世道人心を啓發すると唱へながら薄志弱行の男女を誘惑するものあるを知らざるべからず新聞紙の内容如何を知るには其主宰者の誰人なるやを豫め知得するを要し候其主宰者の經歷より人格より觀察したる事は直に吾が則るべきものにあらす取捨斟酌は自己の智情意に依つて判斷する事とせば大過無之義と存候事實を報道する三面記事中往々諧謔を交へたる如き蓋し不真面目の例證と推斷せられ候吾人の讀書眼は斯の如き幼稚なる筆者の爲めに惑はざる様心態度候雜誌には餘り不遜の言辭を弄するものを見受け不申候も偶々買被りも有之候何につけても十八十色御斷大敵に候

勿々不

獄事雜感

● 烟典獄の置土産談

客月數個所の典獄更迭ありたるが其來往に際し漏されたるものなりとて各地新聞紙に掲載せられたるもの二三あり獄務上の意見及土地の習俗を知るの便ありて參考すへき價値ありと認むるを以て獄事雜感として其要を録す

典獄の轉任は裁判官の如く豫め其の意向を聞きて後命令するものにあらず何時も突然命令さるゝものなり今回予の赴任せんとする小菅監獄は其規模廣大にして在監囚人も十二年以上の犯罪者を收監し居れり▲後任者は曾て本縣に警部の職を奉りたる人故万事に付き好都合なるべし予が前任地北海道より當監獄に轉任したるは今を去る十年前なり北海道と當監獄との囚人の比較は事と異程の相違あり北海道收監の囚人は一般に癡惡にして當監獄のは同じ犯罪人ながらも命令を堅く守る上に於て同日の比に非ず然れども爰に面白き事あり一般東北人の▲特長とも言ふべきは囚人にして十呂盤勘定の頭腦なき事なり一方より見る時は無慾なること一方よりして見る時は鈍なる事之れなり當監獄

に於ける囚人にして關西地方のものとなる。自分  
が毎日作業場にて働きたる賃錢を翌月三日に至り  
係りより渡さるゝに際し彼等は自分の働きたる日  
數を記憶し居りて若し係りにて計算に誤りなどの  
ありたる時は直ちに不服を鳴すと云ふ有様なるに  
反して東北の囚人は五錢三錢は眼中になしなど云  
ふ風にて頗る此點に於て缺點を認め居るなり▲監  
獄は社會の寫真なれば別社會なりと云ふ舊慣を破  
りて親しく監獄の状態を世間に知しめざるべから  
ず法律なるものゝ効果は監獄に至りて表現せらる  
ゝものにして警察若しくは裁判所が何程當符めたる  
規則の下に刑罰を下すと雖も犯罪數を減少する  
事不可能なるべし其點は監獄とても同様困難なる  
事業なりされば社會一般が之が任に當らざるべ  
からずである其れに世間の一度なり囚獄の人とな  
つたものであると一も二もなく排斥して顧みざる  
の状態を示し居るなり之れ畢竟するに犯罪者自身  
の罪にあらすして犯罪者を出す社會の罪なり▲近  
來犯罪者の減少し來りたるも之れを以て直ちに社  
會教育の進歩せるを認むる譯にはゆかず此の減少

は人為的に減少したるものにて其多少を以て社會  
教育の進歩など云々すは早計の至りなり之れ  
は警察若しくは裁判所が手加減をするが爲にして  
文明も野蠻も之れに依りて斷定する事不可能なり  
▲近頃に至りては又換刑處分を受くる者漸く多き  
を加へ來り古川監獄の如きは在監囚人數百二十三  
名の内換刑者五十名以上に達すると云に至つては  
又其の半面を窺ふに足るならん▲次に監獄を參觀  
すると云ふ事を日本人は總じてせざる様なれど諸  
外國人は必ず其地方の狀況を視察せんする時は  
先第一に監獄の狀態を観るとの事なるが現に當監  
獄の如きも毎月のやうに外人の參觀人を見るなり  
監獄は社會諸般の鏡なれば今後は社會教育の一端  
として監獄の狀態を公衆に知らせたきものなり云  
々

●野口典獄談

▲十年振り 予は明治廿年に當仙臺に來り警部と  
して角田、築館、撫釜等に署長たりしが其後三十  
一年に至りて典獄に任命され水戸に職を奉する事  
となりて當地を去りたる次第なるか間もなく水戸

より前任地新潟に轉任し丁度十年目にて又宮城縣  
に來る事を得たるは此上もなき喜びにして仙臺は  
兎角知人多く故郷に歸りたる様の感あり何事に依  
らず知人の多き處は便宜あれば予の爲めに幸なる  
事なり▲バツタリ主義 予の主義はバツタリ主義  
なり多分の人は自分の戸籍を大變に邪魔にして寄  
留の何んのと却つて手數を煩す事ある様なれど予  
は何時も原籍持參す此地でキマれば此地が即ち  
墳墓の地と定まるべきものと最初より覺悟し居り  
死ねば火葬にして了ふと云ふ風なれば只今となり  
ては骨壘四個となれり之れ迄は新潟縣の人間なり  
しが之れからは又宮城縣人とならざるなり▲軍隊  
組織 予は典獄として囚徒を取扱ふ上に於ては頗  
る興味を有せり他の職は兎も角此職に於ては老  
年になつても猶ほ相當に勤め得べしと自任し居る  
なり前任地新潟の監獄に於て普通囚人は特別とし  
て未成年囚に對しては比較的高尚なる精神を養成  
する目的を以て先年來軍隊組織として服裝も洋服  
様に仕立靴は監獄にて購入する南京米の袋を以て  
製造させ役務に従事するにも國家的感念を基礎

に置き養成すれば多少他の人々のとは相違せる點  
もあるべし監獄なるものは絶體に世間と離れて存  
在するものにあらず法律の精神も亦然り言はゞ之  
等幼若しくは未成年囚人に軍人となり得るもの  
なりと云ふ感念を懷かせ自己の改悛に依りては世  
の人々と同等なる位置に居る事をも得ると云ふ精  
神を養成する方法を採り現に鐵砲を購入して万事  
軍隊的に組織し居れり僧侶の説教や耶穌の演說等  
に依りて教育するよりも予の經驗に依りては確に數等  
の好果を納め得るものなる事を自覺し居るなり靜  
岡沼津分監にても同様の組織にて役務に従事させ  
居る由なるが一般に僧侶の説教よりは一段の効來  
あるを認め居るなり▲監獄の縦覧 に付きては主  
務大臣の認可を得て然る後に許可すべきものなれ  
ば手數を面倒がりて多分は許可せざりしが予は縦  
覧者を大に歓迎する考なり時間を急がるゝ人なれ  
ば思ひながら遺憾なる時もあれど新聞記者諸君の  
如き人々は豫め申込さへあらば悦んで許可すべし  
▲監獄衛生 日本の監獄は外國のに比して監獄衛  
生の進歩し居る事は確なるものゝ如く過般新潟在

動中瑞西の一婦人新聞記者の願出によりて監獄を縱覽させたる事ありしが其の婦人は囚人の顔面の血色の好きを見て驚き風の流通の好きには西洋の監獄の遠く及ぶ處にあらざる多し西洋の監獄を視察されたる日本人に十の監獄の二三を視察して誠に宜しいと感嘆する向き多けれども實際十中の八九は不完全なる處より公衆の縦覽を拒絶するものありが爲め接する者の多くは比較的完全なるもののみなりと云はれたるが其點に至つては確かなるものゝ如し

●三井典獄の談

余は三十四年十一月警視廳より同地に轉任したるが當時は未だ見るべきものなかりき其の後長足の進歩をなし今日にては大に開發されたりされど舊慣迷信は容易に去らず▲同地人は固質朴なりしも廢藩置縣後狡獪なる内地人の至りて不正の利益を壟斷する等彼等の心を卑屈ならしめたること少からず▲目下同監獄に在る囚人は三百名程にて最も多きは窃盜及び毆打致死又は毆打創傷にして一般に心徳心は薄く窃盜をなすもの多し而其方法最

も幼稚にて被害高値少なり毆打創傷は其犯者多く何れが主犯者たるやば不明にして一例を擧ぐれば一村に物品を窃取せらるゝあれば迷信として村人集り來り泡盛を飲む若し之を飲まざるものあれば窃取せしものと断定するが其内村人よ 悪みを受け居るものに對しては四五のもの謀し合せて之を飲さんとすれば石を投じ村民擧つて之を毆打し致死せしむる等あり▲人を毆打するを「殺す」といふ或は「懲す」といへる意味ならんも知れず何にせよ寄り集りて毆打致死せしむること少なからず▲或は賭博犯者の少きは一奇にして失火したるに拘はらず放火せりと稱するが同地にイは失火すれば所拂ひせらるゝ習慣あるより之れを免れんとするに由るなり▲内地の巫女の如きものありて其の言の如くならざれば迷信より放火する等の事あり▲近時教育は中學師範等ありて青年には教育あるものあるも一般に無學にして書籍を手にするを見ず或村は内地の町村會の如き者ありし時投票を行ひしに千人中自書し得たるもの僅に十人なりきと懲は戸主は如何に老年になるも隱居する事なく死せざ

れば子弟を戸主たらしめず無智の老人多きによるなり▲近來各種事業の物興多きも經營者の無經驗なる結果成効せるものはあらず▲金融は流通貨幣最も少く只頼母子講盛んなるのみ▲近來信用組合等の設立あり薩摩人等の利益壟斷を避け事業發達の趨向あり云々

○山口監獄の火災

客月二十八日山口監獄の工場二棟焼失したるより本會委員長は同監獄に電信を以て安否を問ひたるに同監獄より答禮と共に左の通知ありたり茲に掲げて本會の報道に代ふ

一發火の原因及狀況

本月二十八日(正午罷役)午後三時十五分頃當監獄東工場の中央に位せる第一工場内(傘工才縫工)に於て傘工に使用せる頭紙(柄漏ナ防グ爲メ荏子油ヲ塗リタル紙ヲ傘ノ頭ニ冠ルモノ)を乾燥する爲め天井に吊したる分當日非常に炎天の爲め蒸熱し紙々相摩擦して茲に化學的作用に依り發火し直ちに同一棟内にある接續の第四工場(花莖工帽子工)に延焼すると同時に隣接の第二工場(花莖工)に類焼し又直ちに同一

棟内にある接續の第三工場(精搗工)に延焼し以上二棟四箇工場(此總坪二百九十一坪)を全焼し午後五時全く鎮火せり

二發覺の時期及非常處置

午後三時二十分門衛看守中村豊吉當監獄東工場の方面に微かに煤煙の上るを認め直ちに當直看守部長看守櫻井三郎に急報せしに同部長は直ちに看守石井德義同石井卯之助を率ひ現場に至り呼子笛を鳴らして急報すると同時に後より駆付け來れる數名の看守と必死消防に盡力し一面第二課に於ては鐘を鳴らして非常を報すると同時に監獄備付の唧筒を出して各方面より駆付けりたる監獄職員と共に在監人に指揮して消防に來奔走盡力し且つ多數の警察官並に山口町其他消防組等の應援を受け隣接の第五及第六工場等には數回火焔燃移りたるも辛くして之れを消し止めたり而して一般人民の監内に入るを峻拒し鎮火後に監獄職員徹夜して非常を警戒せり

三在監人の避難及逃走死傷者の有無

在監人は先づ危険の迫れる女囚を出房せしめ第

二課雜務所に避難せしめ男囚は稍危險に迫れると認むる監房に拘禁せるものを出房せしめて前項の如く消防に従事せしめたり監獄職員及警察官の盡瘁に依り一名の逃走者及死傷者を生せず

四損害價格左の如し

金八千七百九十五圓九拾五錢六厘  
 建物工業製素品器具器械等の損害總高  
 内 譯

金四千五十五圓四十貳錢六厘 官廳損害  
 金四千七百四十圓五十參錢 請負業損害

内

金參千六百壹圓貳拾八錢 廣島製葎會社  
 金七百六十參圓貳拾五錢 歌田初太郎  
 金參百七拾六圓 吉山新太郎

○免囚保護難

臺灣に於ける出獄人保護事業の一斑は彙に報道し

臺中に於ける事ども

○臺灣囚徒の作業工錢  
 臺灣に於ける囚徒の工錢は内地監獄と略相等しく去六月中に於ける工錢は左の如し  
 官同業一日 一人平均  
 請負業一日 一人平均  
 臺北監獄 八五三九 二二四三三

新竹支監 五七四八  
 宜蘭支監 六〇八四  
 臺中監獄 六七四〇 二四一〇〇  
 臺南監獄 六八六六 二〇〇二八  
 嘉義支監 四〇二〇 六〇八〇  
 ○大分監獄の落雷  
 去七月十四日大分監獄教誨室前に落雷、折柄勤務中なりし看守小野三平氏は其電撃に觸れ卒倒し急救手當を施したるも効なく敢なき死を遂げたる由氏の如きは危難を顧みず職に殉じたるごもの謂ふべし悼むべき哉 (別項通信參照)

○虎列拉病 衛生局長の通牒

福岡縣に虎列拉病發生し漸次猖獗を極め日々新患者續發し蔓延の徵候あり容易に撲滅せざるの狀況なるより内務省衛生局長は山陰、山陽、九州、四國及北海道、新潟、富山、神奈川諸縣長官に對し此際急性下痢患者診療及死體檢案等遺憾なく執行し虎列拉病豫防上警戒すべき旨夫々通牒せりと云、因に目下上海にては虎列拉病新患者八十名餘

たるが頃日臺中の保護場再生舎に於ては被保護人中無斷立去る者多きより手島同島事務官は其原因を調査したる由にて其齎したる結果に依れば出獄人を備使する人々に於て事業の性質を知らざる爲なるが如し備主は被保護人を目して無類漢なり盜兒なり厄介者なりとし毫も可憐の同胞なりとの感念なく從つて彼等を酷待するの傾向あり普通労働者者以上の労働を爲さしめ却て賃金の廉ならんことを望み犯罪の來歴情狀をも詳悉せず人格を無視して盜兒の化身なるが如く速斷し甚しきは之を打擲する輩あり爲めに被保護人は厭世觀に陥り同時に保護の有難味を感せず反つて被保護人たるが故に侮辱を受くるものと誤解せるより斯く退去者を生したるなりと

○建築囚人の送還に就て  
 建築工事に要する囚徒を他監獄より引取り收容したるときは釋放に先き原監獄へ送還し放免するも差支なきことに決定し此程關係監獄へ通牒せられたるが右は歸住の便ある者に限るものなれば總て送還すべしとの意にあらざるは勿論原監獄以外には假令歸住地監獄の方距離近しいへども送還すべきにあらずと云

地方通信

○膳所監獄便り

拜啓綠蔭滴る六月中旬紅蕪萬丈の都より山水明媚の勝地たる石鹿城畔の別天地に轉したる小生の心事は唯何となく脱俗の感有之繙つて在京僚友各位

天 涯 生

が刻下に於ける三伏の苦熱も左こそと追想せられ  
 随つて琵琶湖上の詩的趣味津津たる洗心的眺望を  
 割愛致度愚考罷在候  
 却説小生赴任後日猶淺く未だ當監の事情に通曉せ  
 ざる今日詳細なる御報導も相成兼候得共一二皮相  
 の管見を左に摘記申上候

(一) 建物の整理

監獄行刑上建物の配置其宜しきを得ざれば直接間  
 接に及ばず經濟上の影響不尠管に執務上不便なる  
 のみならず就中工場監房等に於ける戒護力は勿論  
 囚徒製作收入上多大の不利を蒙るは今更喋々を要  
 せざるなり想ふに監獄建築の任に與かるもの深く  
 思慮を茲に傾注せずんばある可からず願るに當監  
 は去る明治十七年四月中(大津御獄町獄舎廢止後)  
 建築せられたるものにして敷地總坪數一萬七千七  
 百十六坪にして内監房坪數一千四百〇二坪五合棟  
 數二十六工場坪數九百七十一坪棟數十四にして當  
 時の收容人員實に一千貳百人以上と註せらる降て  
 明治三十年の特典に際し數百の戒刑出獄者を出し  
 頃に八百人に減却し爾來年々減少の傾向を呈した

ると分監廢止の結果現今五百五十人の拘禁定員と  
 なりたるを以て在來の監房棟數に剩餘を生し從つ  
 て之れを整理せざる可からざる時機に到達せり元  
 來當監は建築當時囚情不穩動もすれば官吏に反抗  
 を試み或は共同脱監等を企圖する状態なるを以て  
 専ら之等兇暴の勢力を減殺するの必要を認め從つ  
 て構内各所に土塀又は板塀を圍繞し監房及工場を  
 區劃設置したる狀況なり蓋し今日より之を觀察  
 すれば所謂一時の姑息的改革にして遠慮なき設計  
 たるの譏りを免かれざるも行刑思想の幼稚なる地  
 方分立時代に於ては又不得止現象ならん乎而かる  
 に僥倖にも去る明治二十九年中の水害に依り一部  
 の土塀及板塀等の大破損を生じたる結果之が取除  
 を餘儀なくせられ爾來十星霜監房六棟坪數二百五  
 十九坪五合工場二棟坪數二百五十三坪五合を減少  
 整理せられたると尙現在に於て行刑上諸般の不利  
 不便を除却せんと欲すれば單に取毀のみを以て滿  
 足する能はず或は移築又は改築若くは模様替等の  
 必要あり現典獄に於て右に關し將來の方針を確立  
 せらるゝは勿論既に客年來其筋へ上申する處あり

爾來着々整理の緒に就きつゝある次第なるを以て  
 漸次之が目的を達することと確信罷在候

(二) 囚情一斑

當監本月八日現在囚四百五十九人男四百三十二人 女二十七人(外  
 に被告人十六人男十五人 女一人總計四百七十五人)更に之  
 が犯罪の種類及犯數を區分すれば重罪七十人男四十九人 女二十一  
 十九人 輕罪三百八十九人男三百七十三人 女十六人 初犯百二十  
 七人男百〇五人 女二十二人 再犯以上三百三十二人男三百十七人 女十五  
 七人 重罪囚は輕罪囚に對する百分比例の一七、九  
 強にして初犯囚は再犯以上囚に對し全三、八二に  
 過ぎず而して囚徒の情況至つて平穩其情苦の如き  
 は僅少にして小生の如き赴任後未だ一回の情苦に  
 接したることなし試に客年間於ける懲罰件數を  
 擧ぐれば合計九十九人内輕微にして訓戒に止りし  
 もの三十一人差引減食罰以上の者六十八人にして  
 一ヶ月平均五人六分強に過ぎず尙犯則の重なるも  
 のを擧れば歐打(喧嘩、口論を含む)拾四人偽名六  
 人抗命五人にして其他は二以上三を超へず就中前  
 科包藏の如き僅に一人のみにして作業に關する犯  
 則の如きは殆んど皆無に有之候勿論懲罰の如きは

各監取締上の方針如何に依り寛嚴常其軌を一に  
 せず從つて其懲罰者の多少を以て直に囚情の如何  
 を卜すること能はざるも比較的規律嚴肅なる當監  
 の方針より觀察すれば又以て囚情一斑を察知する  
 に難からざる事と存じ候

以上は當監に於ける卑見の一端に過ぎざるも進ん  
 で行刑の骨髓たる個人的處遇の方法並に直接其衝  
 に當る戒護者の教養乃至未丁年者及幼年者の教育  
 は勿論衛生上諸般の設備其他一般事務改善の方法  
 に付ては比較的明智識を吸收したる多數の上級司  
 獄官を以て網羅する當監の如き現在より以上將來  
 に於て多々益々改善する處なかるべからず否新刑  
 法の實施も眼前に迫る今日此等の上級司獄官吏に  
 於て奮勵一番斯道の改善に多大の貢獻をなざる可  
 からざる積極的義務あることを覺悟せられんこと  
 を敢て切望して止まざる次第に有之候

○大分たより

上田定三郎  
 拜啓時下炎暑之候益々御清邁斯道の爲御盡力奉添

賀候陳ば本月十四日當監内に落雷爲めに看守一名  
之が電撃に觸れ即死を遂候に就き左に同人の略歴  
及其當時の狀況御報道申上候間雜誌掲載方御取計  
相成度後貴意候教具

大分監獄誌

看守 小野 三平

明治十一年七月十日生

本人は本年三月十八日當監看守に採用し同五月  
卅一日教習課程卒業爾來職務に従事し尤も精勤の  
者なりしが本月十四日午後五時三十分より當監  
教誨堂前立番見張勤務に指定せられ服務中驟雨甚  
しく至り加ふるに雷鳴劇烈殆んど天地も震動する  
如き有様なりしも時恰も囚人還房操上の際にして  
當該立番勤務は取締上尤も樞要の位置にして同人  
は兼ての指示を確守し嚴然として其位置を守り  
居る折柄同六時劇甚なる電光霹靂迅雷耳を掩ふの  
暇なく落雷し教誨堂の破風を透して同人は其場に  
卒倒せり依て直ちに之を收容し應急手當を施した  
るも何分強劇の電撃に觸れたる事にて遂に醒覺せ  
ず悲惨の死を遂ぐるに至れり右は全く不慮の變災

に處し自己の危難を顧みず自己の勤務場所を死守  
し職務に忠死するに至りたるは詢に哀悼同情の念  
に堪へざる次第に候

右不慮の變死を吊慰するの爲め本人遺族に對して  
は即日當監一般吏員より見舞として金貳拾圓を贈  
與し又兼て當監職員間に定めたる吊祭規約に依り  
各自月俸各百分の三を醸出し此金八拾貳圓餘を贈  
與することせり因に全看守の葬儀は翌十五日を  
以て執行し典獄以下監獄吏員一同會葬し造花數對  
並名旗一旒を寄送したり今其葬儀に際し靈前に於  
て朗讀したる祭文左の如し

祭文

人生死より悲惨なるはなし況んや其死たるや尙  
ほ春秋に富み不慮に變災に遭遇して此の不幸に  
際會するに於てをや

故看守小野三平君は職を監獄に奉する事數閱月  
其間長しと云ふに非らざるも刻苦精勵職務に  
忠實にして向上の精神躍如たるものあり大に望  
を將來に屬せしに一朝此の非常災厄の侵す處と  
なり長逝して遂に歸らざるに至る其死や誠に惜

むべしと雖も其職務の輕んずべからざるより自  
己の危難を顧みず遂に此の悲惨の死を遂ぐるに  
至る誰れか豈に追悔哀悼せざるものあらんや其  
不幸は眞に悲むべしと雖も其職を重するの實は  
長く後昆を照して朽ちざるべし君の名譽實に尊  
しと云ふべし君が靈翼くは彷彿として來り饗け  
よ

明治四十年七月十五日

大分監獄職員總代

勤七等看守長 吉野 由雄

○山家より希望と雜感

半素 人生

儼友諸君時下殘暑の砌り倍々御健全爲斯道奉慶賀  
候

昨今香川氏の東京便り松風の時に途切れ〜と相  
成り誌面物淋しく殊に山家住ひの身には一しは物  
足らぬ心地致候折柄諸君の地方便りばつ〜と相  
見へ大に光彩を放ち候のみならず拜讀して吾人大  
に益する所有之候多方面より陸續御投稿誌面を賑

はせ候事希望に不堪候生もいふせき草の庵より攻  
め寄する蚊軍を防ぎつゝ二三の希望と所感を物し  
て御笑讀に供し候

本年典獄會議に於ける大臣閣下御訓示を拜讀する  
に一より二二より三夫れに治獄の手段に於て形式  
實質に涉り細密なる御注意實際局に當り候吾人等  
の報顔の至りに候はずや殊に近年の施設して特別  
監云々の項を拜讀しては思半に不過候生も斯く信  
じ候特別監とて遇因實質之根本義に於て普通監獄  
と異なる所なきは論なき事にして決して自由的の本  
領を没却する義に無之事と存じ候特別監在勤の僚  
友奮勵一番御訓示の主旨を誤らざる様致度ものに  
候

在監人被服の狀況は何れもなか〜立派に致され  
居り候へ其繕ひなき立派な物のみ使用せしむるは  
經濟上多大に關係有之候のみならず質朴なる氣風  
を養成する上にも是乎非乎利害如何のものど存じ  
生は立派も程度を誤らざる事に致度ものど存じ  
候  
和合一致と申候事は今更物識りさうに申上候迄も

無之候へ共事の何たるを不問業の如何を不論必要なる事柄にして一家一團の不文憲法とも申し誠に美風と存候乍去和合も表面のみにして一致も形式に終り候は、到底圓滿を欠かざるを得ざる次第と存候同人界須らく協力一致和合圓滿こそ望しき事に存候さなき場合に於ては監督者の御注意一番刷新を希望に不堪候

在監人出獄後の住所は監獄の目的とも可申再犯防遏上至大の關係にして此決定如何に由り其効果を認むべきとも申し過言に非らざる事と存候然るに監界に於ける此事項は名籍係りの獨占事項の如く相成居候様見受け候あまり決定の方法單純なるには驚くの外無之實際に於て生は寧ろ本件の如きは教務所及び第二課に於て決定する方當然と存候否未た夫れとても物足らぬ考へ之れは相當期の行狀審議會に於て決定する様致候方當と考へ申候二人位にて決定するは誠に不安の念ひに御座候教誨の方法に付き在囚を區別せらるゝ事抔も何れも通り一遍の様に考へられ候生は在監人等多くは境遇上の結果氣の毒なる身の上となり候者多々有

之候様考へ候に付ては同年輩の者共を集め年頃の身上境遇より教誨を與へられ候は、著大の効果有之候半と愚考仕候如何のものに候哉既に御實行の向も候は、其結果如何か御親導に接し度ものに候

監獄改良之聲誠に喧しく相成り候乍去未だ現制度之範圍に於ても改良の餘地山程有之候様考へ候誠に僅なる一二之例を申述候へば監獄之用語なりとか申し食事を手當とか麥飯を四分六とか申居られ候向有之候在囚にて期滿ちて監獄を御暇乞ひ致候へば善人と同じ生活を營むもの普通之言葉遣ひを教へられ候様致され候ては如何のものに候や如斯實質上の改良着々進捗して現制度の内容手一杯に届かせ改良の聲を大に致度ものに候同じ仕事にては退屈致候もの仕事に變化のなきは倦怠心の生ずるものにて退屈も倦怠も吾人等の大敵とか申候僚友諸君倍々御攝生御健康を保たれ御盡瘁多々ならむ事希望する處に御座候 勿々

### 國家醫學會會員募集

社會文明の進歩に従ひ、醫家が其學術を以て國家及び公衆と相接することの愈々親密なるべきは固より論を俟たず、此間に在りて、我國醫學會は一方に於ては國家醫學の研究を以て任し、一方に於ては其の知識の普及を圖るを以て趣旨とし、創立以來已に二十餘年、其業既に精に就き、今や益々之を恢弘するに餘念なからんとす。抑も世人が治病を以て醫家の唯一の職務と做せしことは已に歴史上の事實に屬し、今日の社會の趨勢は、醫家を以て、其學術を以て社會活動の要素を占めしむるに至らんとす、是れ國家醫學の講究開發せられざるべからざる所以にして、其重大なる責任を懸て吾人が双肩にあり、莫くは我同胞諸子の奮て本會の舉を賛し、戮力協心、以て斯の國家有要の業に従はれんことを敢て熱望す。

明治四十年八月

東京醫科大學法醫學教室内

國家醫學會

#### 國家醫學會規則摘要

- 本會は國家及公衆醫學に關する左の學術を研究し其應用の普及を謀る
- 衛生學 衛生警察學 學校衛生學 工業衛生學
  - 法醫學 精神病学 刑事人類學 監獄衛生學
  - 藥理学 社會醫學 醫事法理 毒物學 傳染病及流行病學
  - 生理學 衛生學 醫學 保險醫學 災害醫學
- 本會は一月、三月、六月及九月例會を開き十一月總會を開く又隨時東京に講習科を設け或は地方に講話會を開くことあるべし  
本會は毎月一回雜誌を刊行して會員に頒布す  
本會會員は國家及公衆醫學に關係ある者とす  
本會會員たらんと欲する者は氏名現住所職業を詳記し其月より十二月迄の會費を添へ事務所に申込むべし  
(在京會員は毎月集金金を出す故に會費添付に及ばず)  
本會會員會費は在京會員は毎月金貳拾錢、地方會員は毎月金壹圓八拾錢とす(地方會員は一年分又は半年分の會費を前納すべし)

國家醫學會雜誌近刊の分は、講演、鑑定、抄録(叢談等)國家醫學上興味ある問題の外に、目下獨逸國にありて國家經濟學專攻申なる醫學士戸塚卷藏君の記述に成れる「獨逸社會的保險法綱要」を連載せり、該論文は社會改革の聲の昌なる我邦にありて、參攷に裨補する所尠からず、有志者の一讀を要するものなり、  
「獨逸社會的保險法綱要」本年より每號附録として連載し既に讀者の深甚なる謝意を表されたるもの尠しとせず、本會は既載の附録猶百部を藏するを以て此際入會申込の順序に従ひ之を頒かたんとす  
●規則書所望の方は郵券二錢を添へ本會事務所へ申込まるべし

●司獄官各位ニ謹告ス

△寫眞器械販賣

右理由ハ入監囚ヲ撮影シ特ニ再犯囚及脱監囚ヲ探偵スルノ便ニ供シ或ハ囚人骨相研究上ノ必要ヨリ既ニ各監獄ニ寫眞器械ヲ備付ラレタルモ大抵粗製器ナルヤニ聞キ及ベリ此ハ妄ニペテン廣告ヲ信シテ素人ガ直接購求シタルノ弊ナラン本館主任佐野尙ハ諸君ノ知ラレシ如ク永年監獄事業ニ従事シ聊カ實驗スル處アレバ深ク御信任アリテ御購求アランコトヲ伏テ乞フ

△幻燈器械販賣

該器械ハ感化保護事業獎勵上必須不可欠物ナリ先年本館主ハ各府縣有志者ノ招聘ニ應ジ各處ニ於テ感化保護事業獎勵幻燈演說ヲチシタルノ實驗アルカ爲メ新潟縣始メ其他ノ諸縣ニテ出獄人保護會社ノ設アル地ヨリ毎々御注文ヲ受ケシコアレバ是又御購求アランコトヲ祈ル

東京市赤坂區青山南町五ノ五八

青山寫眞館販賣部

小河岳洋先生著

(既刊)

丁未課筆 春の卷 定價金四十五錢

丁未課筆 夏の卷 定價金三十錢

築土俱樂部を公開して一點の秘密なく談笑を採録せられたる丁未課筆春の卷は大に江湖の歡迎を受け好評噴々として其次號の出版を渴望せらるる諸君の多き際先生尙ほ稿を續け今や積んで章を成すもの三百有余苟も先生の淨玻璃の鏡に影したるものは巨を逸せず細を漏さず先生極致の筆鋒を以て或は春秋的に或は諷刺的に或は諧謔的に振はれたり雖も獄務事情に接近したる條項多きは蓋し自然也而して其文字は千變萬化にして興味津々益々妙境に進み讀者をして恍惚卷に飽かさらしむ即ち先生に請ふて丁未課筆夏の卷と題し以て有志諸君の希望に應ずることゝなせり部數限りあれば速かに下名に申込るべし

追て丁未課筆春の卷、夏の卷併せて御希望の諸君には兩卷にて定價金六拾錢にて御需めに應ずべし

明治四十年八月二十日

東京市麴町區飯田町五丁目三十番地

宮下 鈞太郎

會費送附方

肩書	宛名	振込局名
東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會委員 藤澤正啓	神田一ツ橋通郵便局

明治四十年八月二十日發行

發行兼編輯人 磯村政富  
印刷人 磯村允貞  
發行所 東京市麴町區飯田町五丁目參拾番地 監獄協會  
印刷所 東京市神田區鎌倉町七番地 東京書院活版部

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 (監獄協會雜誌第貳拾卷第八號) (明治四十年八月二十日發行每月一回二十日發行)